

明峰素哲と松岸旨淵の伝記史料

— 『光禪開山老和尚行業記』と『光禪二代和尚小行実記』の訓註 —

佐藤 秀孝

凡例

- 一、本史料は鎌倉末期から南北朝期に活躍した曹洞宗鑿山下の明峰素哲（初名は常禪、一二七七—一三五〇）とその法嗣である松岸旨淵（旨因とも、？—一三六三）に関する伝記史料の翻刻・訳注である。
- 一、本史料は明峰派（卍山系）の寂庵道光（？—一七五五）が撰した「光禪開山老和尚行業記」と「越中州海慧山光禪寺二代松岸旨因禪師」の伝記（ここでは「光禪二代和尚小行実記」と略称）に分けられ、道光自筆原本が富山県水見市丸の内海慧山光禪寺に横巻一軸のかたちで所蔵されている。本史料を取めた箱蓋には道光の自筆として表書きに「光禪開山老和尚行状記並二代和尚小行実記」とあり、裏書きに「前光禪宝円東堂寂菴叟寄附焉」とある。
- 一、本史料の翻刻に当たっては、石川県金沢市玉川町の金沢市立玉川図書館・近世史料館の加越能文庫に所蔵される『越中古文書』巻一〇「射水郡」の「氷見光禪寺書類」にも両史料が筆録されていることから、光禪寺所蔵の原本にこれを対校させて翻刻し、文字の相違する場合は右横に越中古文書本の語字を「」で示す。また併せて訓読文と簡略な註記を付するものとする。
- 一、依用した『越中古文書』に関しては、山崎明代編『越中古文書〈越中資料集成9〉』（桂書房刊）に活字化された貴重な成果を踏まえているが、若干の誤字・脱字などは実際に金沢市立玉川図書館所蔵の原本を閲覧して逐一に字句の訂正をなしておきたい。
- 一、底本は白文であり、句読点・訓点・返り点は付されていないが、文意を明らかにするため、訓読文の読みに応じて句読点を付する。
- 一、底本には改行などは存しないが、解釈の便を図って全体を内容的に区分し、各箇所に必要な事項についての表題を「」で示す。
- 一、峰と峯や富と富の違いなど本文の異体字・略体字・俗字については、可能な限り底本に忠実に翻刻したい。ただし、明らかに書写体と考えられる例については、活字による表記の問題から、旧字あるいは正字に改めるものとする。
- 一、踊り字の「々」に関しては、文の区切りや状況などによりもとの字に改めた場合がある。
- 一、原文は旧字体をそのまま用いるが、訓読文では原則として常用漢字に改め、送り仮名も歴史仮名使いではなく現今の表記に統一する。

一、註は読解上に必要と思われる語句の意味を明らかにする範囲に限っておきたい。あくまで本史料を読解することを目的とし、他の諸伝との比較検討を通じた明峰素哲伝・松岸旨淵伝の総括的な考証は煩瑣にわたるため最小限に留めておきたい。

一、便宜上、末尾に光禪寺所蔵の両史料と金沢市立玉川図書館所蔵『越中古文書』の当該箇所の一部を影印で掲載しておきたい。

（1）「光禪開山老和尚行業記」の原文と訓註

光禪開山老和尚行業記

〔出自と出家〕

能州洞谷山永光寺二代明峰素哲禪師、加州人、藤氏富樫之族也。自幼穩實、棲心佛乘。年甫十七、出家于睿嶽、受滿分戒、（宛）今專精究顯密、貫通旨趣。亡幾棄去、抵洛陽建仁、決問禪要、知禪宗有長處。

能州洞谷山永光寺二代の明峰素哲禪師は、加州の人、藤氏富樫の族なり。幼きより穩實にして、心を仏乘に棲ましむ。年甫めて十七にして、睿嶽に出家して滿分戒を受け、専ら顯密を精究して旨趣に貫通す。幾くも亡くして棄て去り、洛陽の建仁に抵り、禪要を決問し、禪宗に長処有るを知る。

光禪開山老和尚行業記：光禪寺所蔵の原本には、表題の上に「曹洞正宗」の印があり、また紙の継ぎ目など随所に「春山正吐緑四衆自作群」の印が押されている。

能州洞谷山永光寺：能登鹿島郡酒井保（いまの石川県羽咋市酒井町）に存する洞谷山永光寺。瑩山紹瑾（仏慈禪師か、一二六四—一二五五または一二六八—一二二五）が開山。素哲は第二世を繼承しているが、その後は江戸初期に至るまで瑩山下の曹洞禪者全体（とくに明峰派中心）の輪住制度によって住持職が維持されて

いる。永光寺については石川県立歴史博物館編『永光寺の名宝』の図録（平成一〇年一〇月発行）と石川県羽咋市教育委員会編『永光寺史料調査報告書』（平成一二年三月発行）に詳しい。

明峰素哲禪師：明峰素哲（初名は常禪、一二七七一—一三五〇）に関して江戸期に編された伝記史料としては、『洞谷五相行実』『洞谷第二祖紹燈菴基明峯和尚伝』と『統扶桑禪林僧宝伝』巻二「大乘明峰哲禪師伝」と『延宝伝燈録』巻七「加州大乘三世明峯素哲禪師」の章と『本朝高僧伝』巻三〇「賀州大乘寺沙門素哲伝」と

『日域洞上諸祖伝』卷上「大乘寺明峯哲禪師伝」と『日本洞上聯燈録』卷二「能州永光明峯素哲禪師」の章と『洞上仏祖源流影讚』「二十世大乘明峯素哲禪師」の章と『大乘聯芳志』「三代明峯素哲和尚」の章などが存しているが、その分量や内容の上では「光禪開山老和尚行業記」がもっとも詳しい。なお道号と法諱の關係は「明哲」の語にちなむ。

加州の人、藤氏富樫の族なり…本史料と『洞上聯燈録』卷二の素哲章だけが素哲を加賀（石川県）の富樫氏の出身としている。ほかに能登の人とする説や、京兆（京都）の人とする説も存している。藤氏は藤原氏の意で、ここでは平安中期の鎮守府將軍藤原利仁の流れをいう。富樫とは石川郡富樫荘を本拠とし、いまの金沢市野々市に館が存した富樫一族のことであり、大乘寺は富樫家尚（英俊居士、？—一三二九）が永平寺第三世の徹通義介（義鑑、一二一九—一三〇九）を開山に迎えて禪寺となしたものである。その後、富樫氏は南北朝・室町期を通じて加賀守護を勤めて権勢を振ったが、戦国期に向一揆によって滅亡している。素哲の生年については明記されていないが、示寂年時と世寿との逆算から鎌倉中末期の建治三年（一二七七）であったことが知られる。穩実：氣質が穩健堅実の意であり、素哲は性格が真面目で穩やかであったことをいう。

心を仏乘に棲ましむ：仏乘は三乗の一つで、声聞乘・緣覺乘に対する。仏の乗りもの、仏の教え。とくに衆生済度の大乗の教えを指す。棲心は心を寄せる、関心が向かうの意。

年甫めて十七…素哲の一七歳は永仁元年（一二九三）に当たる。睿嶽：最澄（伝教大師、七六七—八二二）の開創になる近江（滋賀県）の比叡山延暦寺。日本天台宗の総本山。最澄が示寂した直

後、弘仁一三年（八二二）一月に朝廷より大乘の円頓戒壇設立の允許が下されている。

満分戒：在家や沙弥の五戒・八斎戒に対して比丘の具足戒を指す。ここでは比叡山の円頓戒を受けて僧となったことをいう。

頭密：頭教と密教。頭教はことばで示された教えで、とくに天台法華の教えをいう。密教は秘密の教えで、ここではとくに天台宗の密教すなわち台密を指す。

旨趣に貫通す：旨趣は趣意、教えの奥義。貫通は貫き通る、精通する意。

洛陽の建仁：京都の東山建仁寺のこと。建仁三年（一一〇三）に二代將軍の源頼家（一一八二—一一〇四）が創立し、臨濟宗黃龍派（千光派祖）の明庵栄西（千光法師、一一四一—一二二五）を開山とする。はじめは比叡山の末寺というかたちで発足したが、東西の法孫に当たたる大歇了心（般若房）や松源派（大覚派祖）の蘭溪道隆（大覚禪師、一一三三—一二七八）らの入院でしだいに禪寺としての格式を整え、後に京都五山の第三位となる。現在は臨濟宗建仁寺派の本山。

禅要を決問し：決の字は越中古文書本では沢に作る。決問は思い切って尋ねること。素哲が建仁寺で盛んに禅の教えを尋ね問うたこと。なお素哲が掛搭した当時、建仁寺の住持であったのは第一五世で大覚派の無隠円範（覚雄禪師、一一三〇—一一三〇七）ではなかったかと推測される。素哲が建仁寺に投じたのは永仁元年かその翌年と見られる。

長処：すぐれたところ、秀でた点。素哲が具体的に禅宗の如何なる面に長処を感じたのかは明示されていないが、不立文字を標榜し、坐禅を実践する厳格な立場に共鳴したものと見られる。

〔瑩山紹瑾への参学〕

師往謁加之大乘、參瑩山和尚。山因問云、汝名甚麼。師云、常禪。山云、對我者阿誰。師無對。山目擊器之、令居侍局、亦改名爲素哲。師一日讀語錄。山視之呵曰、汝未答吾一問、有何暇而欲學此書。若道得一句、吾爲汝證之、汝須精勤始得。山一日示衆云、有一人能變作萬物、且道是阿誰。師又無對。疑情彌深罔暫措、書山之語於片紙、以貼寮柱、每日燒香禮拜焉。山密見之、喚師云、古人云聞師一言如得至寶者、遂無不成器、是重法之志深、必有佛祖冥薰、辨成大事。昔年雪竇和尚拈頌百則公案、每則書貼燒香九拜、汝亦如此、可以嘉矣。

師、往いて加の大乘に謁し、瑩山和尚に參す。山、因みに問うて云く、「汝の名は甚麼ぞ」と。師云く、「常禪」と。山云く、「我れに対する者は阿誰ぞ」と。師、對うる無し。山、目撃して之れを器とし、侍局に居らしめ、亦た名を改めて素哲と爲す。師、一日、語録を読む。山、之れを視て呵りて曰く、「汝は未だ吾が一問に答えず、何の暇有りて此の書を学ばんと欲す。若し一句を道い得ば、吾れ汝が爲めに之れを証せん、汝、須らく精勤なるべくして始めて得し」と。山、一日、衆に示して云く、「一人有りて能く万物を變作す、且らく道え、是れ阿誰ぞ」と。師、又た對うる無し。疑情は弥いよ深くして暫くも措くこと罔く、山の語を片紙に書き、以て寮の柱に貼り、毎日、焼香礼拝す。山、密かに之れを見て、師を喚んで云く、「古人は『師の一言を聞きて至宝を得るが如き者は、遂に器と成らざるは無し』と云う、是れ法を重んずるの志し深ければ、必ず仏祖の冥薰有りて、大事を弁成せん。昔年、雪竇和尚は百則の公案を拈頌するに、則の毎に書し貼りて焼香九拜す、汝も亦た此の如し、以て嘉とすべし」と。

加の大乘：加賀石川郡押野莊野市字外守（いまの石川郡野々市町）に存した東香山相樹林大乘寺。現在は金沢市長坂町に存する。弘長三年（一二六三）に富樫家尚が澄海を迎えて真言寺院として発足したが、家尚と澄海の帰依を受けた永平寺第三世の徹通義介が永仁元年（一二九三）に開堂入院して禪寺に改めている。素哲が大乘寺に掛搭したのは永仁二年の解夏後と推測され、あたかも禪

刹としての開堂を待っていたかのごとく大乘寺僧団に投じていることにならう。なお大乘寺については石川県立美術館編『加賀の古刹・大乘寺の名宝』の図録（昭和六二年三月発行）が存する。

瑩山和尚：瑩山紹瑾のこと。紹瑾は越前（福井県）の人で、永平寺の孤雲懷奘（一一九八—一二八〇）に就いて出家し、諸方に参学して後、義介の法を嗣いでいる。阿波（徳島県）の城万寺の住持

を経て大乘寺の第二世となっている。その後、能登の永光寺や総持寺を開創し、正中二年八月一日に六二歳（または五八歳）で示寂している。「伝光録」「坐禅用心記」「洞谷記」その他の著述が存する。伝記には「洞谷記」の自歴の部分のほか、『諸嶽開山二祖禪師行録』『洞谷五祖行実』その他が存している。素哲が大乗寺に投じた当時、紹瑾はいまだ住持には就いておらず、当住は義介である。

汝の名は甚麼ぞ…甚麼は何となく何の意。最初に名を尋ねるのは禪の常套手段。

常禪…常禪という法諱は本史料のみが伝える消息であるが、史実ならば比叡山か建仁寺で名付けられたものであろう。常に黙々と坐禪する素哲のさまを形容した命名と見られる。

我れに對する者は阿誰ぞ…阿は接頭語。自己とは何かを内観せしめる問い掛け。

目撃…一目ちよつと見る、その場で実際に見る。

侍局…侍者寮。紹瑾が素哲を侍者に充てて身边に随侍させ、親しく指導したことが窺われる。

素哲…素哲の法諱は紹瑾による改名であったことが判明する。素は白絹・無地。哲は道理に明るく聡い意。なお道号の明峰（または明峯）と法諱の関わりは「明哲」の語にちなむ。明哲とは賢くて物事の道理に明らかなこと。一に素哲を素徹（または素微）にする史料も存する。

語録…禪僧の言行を門人らが筆録した禅籍。ここではおそらく唐宋代の中国禅僧の語録を指しているものと見られる。

汝は未だ吾が一問に答えず、云々…吾が一問とは紹瑾が素哲に諮問した「对我者阿誰」という問い掛けであり、素哲がまだ明確な答えを出していないことをいう。

一句を道得す…一句は修行力から掴んだ一句。道得は言い止める、過不足なく表現する。的確に一句で表現し得ること。

精勤…精進勤勞。努め励むこと。理想（悟り）に向かい努力する。衆に示す…示衆は住職が門下の大衆（修行僧）に対して説法すること。垂示・垂誡。「広福寺文書」に所収される「素哲法衣相伝法語」では「有時又問云、有二老人能變作万物、是什麼人」とあり、示衆ではなく素哲に対する問い掛けとなっている。

一人有りて能く万物を變作す…誰のことばか未詳。一人は主人公としての自己。万物を變作すとは、不思議な力であらゆるものを現わし出すこと。『仏祖正伝記』『四祖能州洞谷山永光寺開山紹瑾禪師』の章によれば、紹瑾が義介の席下で自発開悟した時のことばとして「有二老人變作万物」の語句が存している。

疑情…疑う心。煩悶する心。思案に暮れる精神状態。暫くも措くこと罔し…何がなんだか解らず、自分自身をどう握えてよいか、手足の置き所がないさま。

古人…具体的に誰を指すのかは未詳。師の一言を聞きて至宝を得るが如き者は、遂に器と成らざるは無し…出典は未詳。師の忠告や指導のことばを宝のごとく大切にす

る者は必ず仏法の担い手として大成することをいう。紹瑾の細やかな配慮、個人の器量に合わせた懇切な指導が窺える。

仏祖の冥薫…仏祖の目に見えない加護。冥薫は余香が香ること。冥護・冥助とも。

大事を弁成す…大事は修行の眼目たる大事、悟りを開くこと。辨成は成し遂げる、成就すること。

雪竇和尚…北宋代に活躍し雲門宗中興の祖と称された雪竇重顕（隱之・明覚禪師、九八〇—一〇五二）のこと。遂州（四川省）の人。李氏。智門光祚の法を嗣いで明州（浙江省）奉化県西六〇里

の雪竇山資聖寺を中心に活躍し、多くの門下を育成している。北宋の皇祐四年六月一〇日に世寿七三歳で示寂。『明覚禪師語録』六巻などが存する。語録に「明州雪竇山資聖寺第六祖明覚大師塔銘」が付されている。

百則の公案を拈頌す：重頤が往古の祖師の古則一〇〇則を選び、これに韻文の頌賛を付した『雪竇和尚百則頌古』のこと。これに臨済宗楊岐派の圓悟克勤（仏果禪師、一〇六三—一一三五）が評唱

〔脱落の機縁〕

山在文室、常喚哲侍者。師諾。山云、是什麼。師又無對。如是者既八年。山示云、皮膚脱落盡、唯有一眞實、爾作麼生會。師云、本不脱落、何有眞實。山云、脱落脱落、汝又與香林遠侍者是同轍也、宜善護持。汝不謬爲吾侍者、正是一生參學之事畢也。

山、文室に在りて常に「哲侍者」と喚ぶ。師、諾す。山云く、「是れ什麼ぞ」と。師、又た對うる無し。是の如きこと既に八年なり。山、示して云く、「皮膚脱落し尽し、唯だ一眞實のみ有りと、爾、作麼生か會す」と。師云く、「本より脱落せず、何ぞ眞實有らん」と。山云く、「脱落、脱落。汝は又た香林遠侍者と是れ同轍なり、宜しく善く護持すべし。汝、謬つて吾が侍者と為らず、正に是れ一生參學の事畢れり」と。

文室：方丈のこと。住職の居間。

哲侍者：素哲侍者の略。紹瑾は素哲を侍者として膝下に置いて親しく指導しており、侍者の職位を転役して後も素哲に対する愛称として哲侍者の名で呼んだようである。

是れ什麼ぞ：什麼は何。応答している素哲に対する問い掛け。紹瑾は參学人の自己とは何かを徹底的に素哲に參究させている。

を加えたのが『仏果禪師碧巖録』である。当時、大乘寺には道元將來の一夜本『碧巖録』が存したことを踏まえれば、興味深い消息であろう。則の毎に書し貼りて焼香九拜す：重頤が古則を一則づつ頌賛する毎に紙面に書いては壁に貼り付け、香を焚いて九度礼拝したとする。ただし、この故事が具体的に如何なる史料に基づいているのかは定かでない。

是の如きこと既に八年なり：八年間にわたる久しい辦道工夫。あたかも南嶽懷讓（大慧禪師、六七七—七四四）が八年間にわたり六祖慧能（盧行者・大鑑禪師、六三八—七一三）に參学して大事を明めた「南嶽説似一物」の故事を髣髴とさせる。永仁二年に紹瑾に參じたすると、八年後は正安三年（一一三〇—）か乾元元年（正安四年、一一三〇—）に当たり、後の記載からすると乾元元年

のことと見られる。

皮膚脱落し尽し、唯だ一真実のみ有り：皮膚脱落し尽すとは、木の皮や枝葉が抜け落ちるように妄想分別をすっかり脱却すること。

唯だ一真実のみ有りとは、一切の分別心や迷情が脱落し切つてただ真如そのものが現われていること。『大般涅槃經』卷三九に

「皮膚枝葉、悉皆脱落、唯真實在」の語があり、『宗門聯燈会要』

卷一九「澧州藥山惟儼禪師」の章によれば、馬祖道一（馬大師・大寂禪師、七〇九—七八八）に参じた藥山惟儼（弘道大師、七四五—八二八）が道一の「子近日見処如何」という問い掛けに對

し、「皮膚脱落尽、唯有真實在」と答えている。

作麼生：作麼は「どうするか」「どうであるか」と理由を問う疑問

「恭翁運良と徹通義介への参学」

師一日侍山、因請益達磨不識話。山乃附書、令參恭翁良禪師。良相見、唯伸寒溫耳。師又不舉話、而七宿既去。良返簡云、這漢透徹不識之話了也。師聞之云、明眼宗師爲我發藥也。師一日省徹通和尚于定光、時以自贊頂相。通授師曰、古業受生雖各別、即心是佛有何疑、從來共住不知面、今日相看非我誰。豈嘉元丙午正月也。山轉侍者以職典座。

師、一日、山に侍するに、因みに達磨不識の話を請益す。山、乃ち書を附して、恭翁良禪師に参ぜしむ。良、相見するに、唯だ寒温を伸ぶるのみ。師又た拳話せず、而して七宿にして既に去る。良、簡を返して云く、「この漢、不識の事に透徹し了れり」と。師、之れを聞きて云く、「明眼の宗師、我が爲めに発藥せり」と。師、一日、徹通和尚を定光に省し、時に自贊頂相を以てす。通、師に授けて曰く、「古業にて生を受くること各別なりと雖も、即心是仏、何の疑いかわらん、從來、共に住して面を知らず、今日、相い看るに我れに非ずば誰ぞ」と。時に嘉元丙午の正月なり。山、侍者を転じて以て典座に職す。

詞。生は接尾語。

香林遠侍者：雲門宗の香林澄遠（九〇八—九八七）のこと。澄遠は漢州（四川省）綿竹の人で、久しく侍者として雲門文偃（匡真禪師、八六四—九四九）に随侍したことで名高く、文偃の法を嗣いで後、益州（四川省成都）灌縣西南の青城山香林院に住持している。北宋の雍熙四年二月一三日に世寿八〇歳で示寂。

同轍：間隔の同一な轍（わだち）のこと。転じて同じような行動や主張をなす者をいう。

一生参学の事畢れり：生涯を掛けて参究修行すべき究極の大事。ここでは自己の修道に對する確信が決定したことをいう。

達磨不識の話：禪宗の祖である菩提達磨が梁の武帝に「朕に対する者は誰ぞ」と問われて「不識」と答えた古則。「達磨廓然無聖」とも。『碧巖録』第一則に詳しい。不識は識らず、知らないことだが、ここでは是非分別のはたらしきをもって量ることのできない意に用いる。

請益：師に教示を請うて自己を益すること。教えを受けた後に不明の点について重ねて指示を請うこと。

恭翁良禪師：臨濟宗法燈派の恭翁運良（元琳・仏林恵日禪師、一六七一—一三四一）のこと。運良は出羽（山形県）の人。大泉荘の玉泉寺にて道元の高弟ともされる高麗僧の了然法明（弘章、？—一三〇八？）に参じて出家し、紀伊（和歌山県）由良の興国寺にて楊岐派（法燈派祖）の無本寛心（心地房・法燈国師、一二〇七—一二九八）に参じて法を嗣ぐ。松源派（大応派祖）の南浦紹明（大応国師、一二三五—一三〇六）らに学んで後、加賀の地に到って大乘寺の紹瑾を訪ねて首座となり、さらに第三世（後世は前住位）の住持を継ぐ。大乘寺を退いて後、加賀小坂荘の瑞応山伝燈寺や越中放生津の黄龍山興化寺などを開創している。曆応四年八月一二日に世寿七五歳で示寂。伝記として「大日本国越中州黄龍山興化護国禪寺開山勲諡仏林恵日禪師行状」（以下は「仏林恵日禪師行状」と略する）などが存する。素哲の参じた当時、運良がいまだ京都などにいたのか、すでに加賀の地に移り住んでいたのかは定かでない。素哲が運良に参じた機縁は「仏林恵日禪師行状」にも載せられており、また峨山韶碩も同時期に運良に参学していることが知られる。

相見：対面して相い見える、拝顔すること。

寒温：寒さと温かさ。転じて時候の挨拶のこと。寒暄とも。

拳話：古人の話頭（古則）を取り挙げて拈提すること。拳は古則を

提起すること。

簡を返す：簡は竹簡・竹札、転じて書簡・手紙のこと。返簡は返書、返事の手紙。

この漢、不識の話に透徹し了れり：この漢はこの男・この人の意。

透徹は透き通る、突き抜けること。紹瑾と運良の二禪者で素哲を育て上げていることになる。

明眼の宗師：仏法を明らかにする眼を具えた力量ある人。事理を見究める見識を持った禅僧。

発業：『莊子』「列禦寇篇」に載ることは。業となるような勝れた教誨を發すること。

徹通和尚：大乘寺の東堂（隠居）であった徹通義介（義鑑、一二一九—一三〇九）のこと。義介は越前（福井県）の藤原氏（齊藤氏）の出身。波著寺の覚禅懷鑑（？—一二五一）に投じて出家し、日本達磨宗の教えに接して後、深草興聖寺の道元に参ずる。

永平寺に随侍して後に孤雲懷奘の法を嗣ぎ、正元元年（一二五九）に入宋して江南禅林の風規を見聞して帰国し、永平寺第三世となる。永平寺を退院して後、永仁元年（一二九三）に加賀大乘寺の開山に招請されているが、住山六年にして退董して後席を法嗣の紹瑾に譲っている。延慶二年九月一四日に世寿九一歳で示寂。伝は『三大尊行状記』などに詳しい。

定光：大乘寺山内に存した定光院。義介の隠居所であり、義介の示寂して後は塔頭（開山塔院）となる。

自贊頂相：義介の頂相（肖像画）を描いて義介自身に贊を請うものであり、大乘寺には永享六年（一四三四）八月に明峰派の菊堂祖英よって模写された複写の軸が現存している。

古業：前世ないし過去になした業。業は人間の行為、または行為の残す潜在力。

残す潜在力。

即心は仏…心こそが仏である、この心こそが仏にほかならないこと。唐代の馬祖道一のことばとして知られる。即心即仏も同義。大乘寺所蔵の頂相では「即身是仏」に作る。

従来、共に住して面を知らず…もともと一緒に居ながらその顔を知らない。老境に至った義介が自らの頂相を目の当たりにしての感慨。唐代の南泉普願（王老師、七四八—八三四）の『池州南泉普願禪師語要』（『南泉和尚語要』とも）の示衆に「相逢不_レ相識、共語不_レ知名」の語句が存する。

〔諸山歴遊〕

正和丙辰、山讓大乘席於傳燈良禪師。依之、師遊歴東西、特訪諸善知識、到處皆蒙師可。^{（印之）}文保元年、山移洞谷。

正和丙辰、山、大乘の席を伝燈の良禪師に譲る。之れに依り、師、東西に遊歴し、特に諸の善知識を訪い、到る処に皆な印可を蒙る。文保元年、山、洞谷に移る。

正和丙辰：正和五年（一一一六）に当たる。ただし、『大乘聯芳志』では紹瑾が大乘寺を退いた年時を翌年の文保元年と記している。

大乘の席を伝燈の良禪師に譲る…紹瑾が正式に大乘寺住持の職を退董し、後住の席を恭翁運良に譲与したことをいう。運良は大乘寺の第三世として入院しているが、後世の大乘寺の世代では正式な住持ではなく前住位として扱われている。伝燈は加賀小坂荘長井谷（いまの金沢市伝燈寺町）に存する瑞応山伝燈護国寺のこと。ただし、運良が伝燈寺に住持するのは大乘寺の住持を退いて後、かなり晩年に至ってのことであり、このときすでに運良に伝燈寺

嘉元丙午の正月：嘉元四年（一一三〇六）正月。ときに義介は八八歳、素哲は三一歳に当たる。なお大乘寺所蔵の頂相によれば「于_レ時嘉元丙午正月日書、比丘鑿徹通、与_三哲侍者_二」と自著しており、義介はこのとき「鑿徹通」と日本達磨宗徒としての義鑑の名を用いている。

典座：禪宗叢林で衆僧の食事を掌る職位。六知事の一。道元に『典座教訓』の撰述があり、初期の曹洞宗で重視された職位。素哲のほか懷奘・義介や峨山韶碩なども典座を務めた経験が存する。

の肩書きが付されているのは問題があろう。もちろん、運良が加賀に到った当初から伝燈寺の基になる堂庵と何らかの関わりを持つていた可能性も存するから、一概には否定できない。

東西に遊歴す：あちこちに参師問法のために歴遊すること。『洞谷五祖行実』の素哲の章では、和漢の宗師に参じたときされるから、このとき素哲は京都や鎌倉の禪林を歴観し、日本僧のみでなく元国からの来日僧にも参学したのかも知れない。

善知識…人の師範となるべき善徳の智者。正法を説いて仏道へと導いてくれる善き指導者。

印可：師より悟境を認可証明されること。印証・印信許可。

文保元年、山、洞谷に移る：『洞谷記』によれば、紹瑾は文保元年

（一二一七）一〇月二日に永光寺入院の儀式を行なっている。

〔入室と首座〕

元亨三年癸亥四月十四日、師自從洛陽建仁而省觀。山喜便問、人投密室時如何。師云、曾不處方外。山云、還解隱身也否。師云、卓爾不依倚。山領之、乃請師居第一座。同六月、師入室。因山問云、不慕諸聖、不重己靈、汝如何會。師云、夜光勿蹈白、不石即是水。山云、青原垂兩足、又如何。師便禮拜。山云、如是如是。其普說示云、靈山有分座首座、曹溪有分化首座、大乘有分院首座、洞谷有分說首座、諸人還識取此人也否。吾首座明峰、當仁不讓。三十年同宿、二十二年前嗣法。曾在大乘時、爲吾侍者、晝夜參得、不相捨離凡八年矣。當初先師告予云、哲侍者是眞法器也、汝須是傳法衣、云々。實吾家種艸也、今朝局衆立僧秉拂。付偈云、永光燈下烈焰人、照破劫空氣象新、凸出明峰難藏匿、全功轉側露全身。即脫法衣捧起云、永平付法傳衣信、嫡嫡師資面授來。師接得衣云、（庚カ）度嶺誰言提不起、而今着得化門開。即日陞座、雲衆皆服。

元亨三年癸亥四月十四日、師、洛陽の建仁より省觀す。山、喜びて便ち問う、「人、密室に投ずる時、如何ん」と。師云く、「曾て方外に処せず」と。山云く、「還た隱身を解するや」と。師云く、「卓爾として依倚せず」と。山、之れに領ぎ、乃ち師を請して第一座に居らしむ。同六月、師、入室す。因みに山問うて云く、「諸聖をも慕わず、己靈をも重んぜずと、汝、如何んが会す」と。師云く、「夜光、白きを蹈むこと勿かれ、石にあらざれば即ち是れ水なり」と。山云く、「青原、兩足を垂るるは、又た如何ん」と。師、便ち禮拜す。山云く、「如是、如是」と。其の普說に示して云く、「靈山に分座の首座有り、曹溪に分化の首座有り、大乘に分院の首座有り、洞谷に分説の首座有り、諸人、還た此の人を識取すや。吾が首座明峰は、仁に当りて譲らず。三十年の同宿にして、二十二年前に嗣法す。曾て大乘に在りし時、吾が侍者と為りて、昼夜に參得し、相い捨て離れざること凡そ八年なり。当初、先師、予に告げて云く、『哲侍者は是れ眞の法器なり、汝、須是らく法衣を伝うべし、云々』と。実に吾が家の種艸なり、今朝、衆を局りて立僧秉拏せしむ」と。偈を付して云く、「永光燈下、烈焰の人、劫空を照破して氣象新たなり、凸出せる明峰、藏匿し難し、全功轉側して全身を露わす」と。即ち法衣を脱いで捧げ起して云く、「永平の付法、

伝衣の信、嫡嫡として師資、面授し來たる」と。師、衣を接得して云く、「庾嶺、誰か言わん提げ起せずと、而今、着し得て化門開く」と。即日、座に陞るに、雲衆皆な服す。

元亨三年癸亥四月十四日：元亨三年（一一三三）四月一四日は夏安居（結制）の前日。『洞谷記』によれば、この日に建仁寺開山塔

主の素哲（哲書記）が永光寺に戻って首座に任ぜられたとする。洛陽の建仁：このとき素哲が京都の建仁寺より到ったことが知られる。『洞谷記』のほか『洞谷五祖行実』の素哲の章によれば「洛

の建仁塔院に寓す」とあるから、それまで素哲は建仁寺開山の柴西の塔院である興禅護國院に寓居していたことにならう。

省觀：帰省。師のもとに帰って再び見えること。

密室：住持の室中（方丈）のこと。密室に投ずる時とは、仏祖の大

道を明らかにして師の印可を受ける消息をいう。

曾て方外に処せず：世俗を超えた立場にも留まっていな、悟りの世界にも安住しない意。方外は世俗を超えた立場、出世間。

隱身：身を隠すこと。仏法に對するとらわれずら捨てた没蹤跡のありよう。

卓爾として依倚せず：卓爾は高く抜きん出ているさま。依倚は依り掛かる、持たれ掛かること。

第一座：首座。結制安居における主席の僧。

同六月：『洞谷記』によれば、素哲が立僧入室したのは元亨三年六月二五日であったことが知られる。また以下の一段は肥後（熊本

県）の広福寺に所蔵される「素哲法衣相伝法語」の内容を受けている。「素哲法衣相伝法語」は「曹洞宗古文書」上巻「広福寺文書」に所収される。

入室：師の室に入り、その法を受け嗣ぐこと。嗣法相続。

諸聖をも慕わず、己靈をも重んぜず：諸聖は聖者・諸仏。己靈は自己の靈魂、自我。賢聖を手本にすることもせず、己の靈性をも尊ぶこともしない独脱無依のあり方。『景德伝燈録』巻五の青原行思の章によれば、行思の使いで南嶽懷讓を訪ねた石頭希遷（無際大師、七〇〇—七九〇）が「不_レ慕_三諸聖_一不_レ重_三己_レ靈_一時如何」と懷讓に迫った消息が伝えられている。

夜光、白きを蹈むこと勿かれ、石にあらざれば即ち是れ水なり：夜光

は夜光るもの、夜の暗闇の中で光るもの。この文は出典が未詳であるが、素哲と同時代の臨濟宗大応派の宗峰妙超（大燈国師、一二八二—一三三七）も『大燈国師語録』巻上「大徳寺語録」の「仏生日上堂」において「夜行莫_レ踏_レ白、不_レ水定是石」と述べている。一步一步の着実綿密な行持を通して仏祖道を履踐していくべきことを示したものであろう。

青原：唐代の青原行思（弘濟大師、？—七四〇）のこと。吉州（江西省）の人。六祖慧能に参じて法を嗣ぎ、吉州（吉安）廬陵県の青原山静居寺に住する。唐の開元二八年一月一三日に示寂。その門流を青原下といひ、禅宗五家の中で曹洞宗・雲門宗・法眼宗の三宗は青原下に属している。

両足を垂るる：『景德伝燈録』巻五では「一足を垂る」に作る。普説：大衆に普く説き示す意。随時に多数の僧を一同に集めて行なう説法。

靈山に分座の首座有り：靈山は靈鷲山・耆闍崛山。中インドのマガダ国の王舎城ラージャガハ Rajagaha 東南に存した岩山グリドゥ

ラクータ Gātharāṅkita のこと。分座は半座を分かつ、責任を分かち持つこと。釈迦牟尼仏が靈鷲山において十大弟子のひとり摩訶迦葉（マハーカッサパ）に半座を分かつた故事。『洞谷記』には「靈山有三分座首座、曹溪有二分化首座、迦葉・青原」とある。

曹溪に分化の首座有り：曹溪は韶州（広東省）曲江の曹溪山宝林寺（いまの南華寺）のこと。分化は化を分かつ、教化を分かつ意か。曹溪山の六祖慧能の教を受けた青原行思が吉州の青原山に化導を敷いた故事。

大乘に分院の首座有り：大乘寺の義介の席下で紹瑾が首座となったことをいう。分院とは院を分かつ、院を別にする意。かつて、紹瑾が阿波（徳島県）海部郡の城万寺の住持を勤めながら首座に就いたことをいうのであろうか。『洞谷記』では紹瑾自ら「大乘有二分院首座、洞谷有三分説首座、紹瑾・素哲也」と述べている。

洞谷に分説の首座有り：永光寺の紹瑾の席下で素哲が首座となったことをいう。分説の意が定かでないが、あるいは素哲がそれ以前に京都の建仁寺などで首座を勤めるようなことが存したのかも知れない。

此の人を識取す：此の人とは本来の自己などを指す。識取はしっかりと見て取る、十分に識別する意。

仁に当りて譲らず：『論語』『荀霊公篇』のことは。自分がなすべき立場に置かれたならば躊躇せずに全力を尽くして行なう、道理のあるときには断じて引き下がらないの意。

三十年の同宿：同宿は寝食を共にする修行仲間。三〇年前とは単純計算では永仁二年（一二九四）のこととなる。

二十二年前に嗣法す：二年前とは乾元元年（正安四年、一三〇二）に当たる。

先師：亡くなった師匠。ここでは大乘寺開山の義介のこと。

法器：仏法の器。仏法を伝えるに堪える人材。

法衣：僧尼の衣服。袈裟とくに大衣。伝法の証に弟子に相伝する。吾が家の種帥なり：吾が家は曹洞宗ないし永平門下。種帥（種草）は教えを嗣ぐに堪えた児孫。仏祖の法を嗣ぐ優れた人材を植物の苗に譬えたもの。

立僧秉弘：立僧は立職の僧、学徳兼備な人を選んで会下僧衆中の第一座に拝請すること。秉弘は住持に代わって弘子を乗り、宗要を説くこと。

永光燈下、烈焰の人：永光寺の法燈の下に焰を受け継ぐ人が出現したことをいう。「素哲法衣相伝法語」では「烈焰」に作る。

劫空：空劫。世界宇宙の変遷を成住壞空の四劫に分けた最後。世界が破壊し去って滅無となり、いまだ成劫に到らない時期。劫空を照破するとは空劫已前の自己、本来の面目に徹する意か。

気象：氣立て、氣質。あるいは、すべての自然現象。全功転側して全身を露わす：修行の功勳すべてを円満に全うし尽くし、それを転じて自ら仏祖としての全身を露呈していること。修行の功が尽きて仏祖として全身を現していること。

永平の付法、伝衣の信：永平寺の道元から付法の証として代々相伝された袈裟。五代相承の伝衣。

面授：面と向かって授ける。師資が目の当たりに相見して仏法を授受すること。

庾嶺、誰か言わん提げ起せずと：庾嶺は南安（江西省）大庾県南に位置する大庾嶺。斬州（湖北省）黄梅県の五祖弘忍（大満禪師、六〇一—一六七四）の席下で六祖慧能が達磨相伝の袈裟を伝え受けて辞したことを知った蒙山道明（慧明・四品將軍）が後を追って南下し、大庾嶺で慧能に追い着くが、伝衣を提げ起こすことができなかつたという故事を踏まえる。

化門：世俗教化の方便門。衆生濟度の化他の法門。
座に陞る：首座として法座に上ること。座に除するであれば首座に

任命すること。除は新しい官職・役職に就ける意。
雲衆：雲水衆、雲堂（僧堂）の修行僧。

「永光寺住持を継承」

山自據傳燈院、讓師于洞谷二代法席、囑云、靈山一會座猶暖、附與明峰永興繁、洞谷青松綠彌爾、雲居懸記水泓灣。因緣正熟時節亦到、爾宜代我大興宗風。于時正中二年八月八日乃云、素哲吾門遺跡之僧錄也、喻如王道行事、管素意永劫是也。

山、自ら伝燈院に拠り、師に洞谷二代の法席を譲り、囑して云く、「靈山の一会、座猶お暖かなり、明峰に附与して永く興繁す、洞谷の青松、緑は弥いよ奥く、雲居の懸記、水は泓灣たり。因縁は正に熟し、時節亦た到る、爾、宜らく我れに代りて大いに宗風を興すべし」と。時に正中二年八月八日、乃ち云く、「素哲は吾が門の遺跡の僧録なり、喻えば王道の行事の如し、素意を永劫に管する是れなり」と。

伝燈院：永光寺の裏山に存する開山堂。天童如淨・永平道元・孤雲懷奘・徹通義介および鑿山紹瑾という曹洞宗直系の五人の祖師を祀る祖師堂であることから五老峰と称される。『洞谷記』によると、元亨三年九月二八日に紹瑾自身が創建している。

洞谷二代の法席：法席は説法の座席、住持の座。素哲の永光寺住持はこれより一〇数年に及ぶ。

靈山の一会：靈鷲山における釈迦牟尼仏の会座。釈尊とその弟子たちの温もりがここ永光寺に現成している消息をいう。この偈には素哲によって法門が繁茂することを願う紹瑾の心情が語られる。大乘寺に正中二年仲秋（八月）八日の日付を有する「明峰禪師請状」として、このときの紹瑾自筆の讓付の偈が現存している。

雲居の懸記：雲居は洪州（江西省）建昌西南三〇里の雲居山に住

した洞山下の雲居道膺（弘覚禪師、八三五？―九〇二）のこと。道膺は幽州（河北省）薊門の王氏の出身。戒律を学んだ後、禪門に転じて翠微無学に参じ、さらに洞山良价（悟本大師、八〇七―八六九）の法を嗣ぐ。雲居山に住すること三〇年、大いに宗風を挙げる。唐の天福二年一月三日に示寂。現今の曹洞宗は雲居道膺の流れに属する。懸記は如来あるいは祖師の予言のこと、記別（記別）授記・懸識ともいう。

泓灣：谷川の水が清く流れること。泓は水が深く清いさま。灣は川の水が曲がりくねっているさま。

因縁は正に熟し、時節亦た到る：因縁とは機縁。時節はある決定的な時期。因縁が具わり、時節が到来して素哲が法嗣として大成したことをいう。

正中二年八月八日：『洞谷記』によれば、紹瑾は八月一日に素哲を僧録に任じ、八月八日に永光寺住持職を譲っており、八月一日に世寿六二歳（または五八歳）で示寂している。

吾が門の遺跡の僧録なり：吾が門の遺跡とは義介・紹瑾ゆかりの寺院小庵のこと。僧録は僧尼の録事を掌る官職であるが、ここでは単に登山門下の僧尼を束ねる意である。紹瑾としては素哲を正式な門下の統率者として公表し、全権を委ねているわけである。義介・紹瑾ゆかりの遺跡とは能登の永光寺・光孝寺・総持寺と加賀

の大乗寺・浄住寺・放生寺に、尼寺である能登の円通院・宝応寺を合わせた八ヶ寺を指している。

王道の行事：王道は霸道に對することば。帝王として行なうべき道。公明正大にして無私無偏なる道。行事は事をなし行なう意。

素意を永劫に管する：素意は平素からの考え、かねてからの意志。

永劫は永久、非常に永い時間。なお永光寺に現存する八月一日の紹瑾自筆の書状では「素哲、予遺跡之僧録也。喩如王道行事、管祖意永劫是也」とある。

〔永光寺における活動〕

僧問、如何是奪人不奪境。師云、日輪落西嶺、世界暗昏昏^{〔ナシ〕}。云、如何是奪境不奪人。師云、午日無影像、萬里一條鐵。云、如何是人境兩俱奪。師云、二由一有、一亦莫守。云、如何是人境俱不奪。師云、太平無像處處花。復元弘辛未、天下大亂、戎馬徧野。二品親王尊雲、選高行沙門禳兵災。師亦與焉。天下亦暫靜謐也。後醍醐帝、聞之大悅、由是聲聞于輦下、帝深仰恭之、屢徵之。輒稱病不起。建武初、師招大智任版首、依通先師之命、付以信衣。無底韶・拔隊勝等、俱來請益法要。帝亦特々捨州之若部保、以充寺產、陞寺爲勸願道場。

僧問う、「如何なるか是れ奪人不奪境」と。師云く、「日輪、西嶺に落ち、世界は暗昏昏たり」と。云く、「如何なるか是れ奪境不奪人」と。師云く、「午日、影像無し、万里一条鉄なり」と。云く、「如何なるか是れ人境兩俱奪」と。師云く、「二は一に由りて有り、一も亦た守ること莫かれ」と。云く、「如何なるか是れ人境俱不奪」と。師云く、「太平に像無し、処処に花ひらく」と。復た元弘辛未、天下は大いに乱れ、戎馬、野に遍し。二品親王尊雲、高行の沙門を選びて兵災を禳う。師、亦た焉れに与かる。天下、亦た暫く静謐なり。後醍醐帝、之れを聞きて大いに悦び、是れに由りて、声は輦下に聞こえ、帝、深く之れを仰恭し、屢しば之れを徵す。輒ち病いと称して起たず。建武の初め、師、大智を招きて版首に任じ、先師の命に通ずるに依りて、付するに信衣を以てす。無底韶・拔隊勝等、俱に來たりて法要を請益す。帝、亦た特々と州の若部保を捨て、以て

寺産に充て、寺を陞げて勅願道場と為す。

僧問う：以下は永光寺において素哲が門人との間で交わした師資の問答商量であり、彼の学人接化のありさまを知る上でも貴重である。ここでは唐宋の臨済義玄（慧照禪師、？—八六六）の『臨済四料簡』（『臨済四寶主』とも）にちなむ問答がなされている。

この問答は『洞上聯燈録』巻二の素哲の章にも載せられている。奪人不奪境：人を奪って境を奪わず。人は自己・主体者あるいは能縁の心。境は外的対象・万法・諸法あるいは所縁の万境。自己を対境の中に委ねたあり方。主観が消えて客観の万法のみの世界。日輪、西嶺に落ち、世界は昏昏たり：日輪は太陽。昏昏は暗闇のさま、真暗な状態。夕陽が西の峰に落ちて世界が真つ暗な状態。認識する主体が消えた消息をいう。

奪境不奪人：境を奪って人を奪わず。客観としての諸法が自己に撰取されて境として立たない自己のみの世界。尽十方界が自己の全身となったあり方。

午日、影像無し、万里一条鉄なり：午日は日中・正午の太陽。影像は姿かたち、映し出される影。万里一条鉄は万里のあいだ一条の鉄をもって貫くこと。純一無雜・一法究尽の自己のみが存在しているありよう。

人境兩俱奪：人境兩つながら俱に奪う。主観の人も客観の境も二つながら奪い去って何もの出頭をも許さない没蹤跡のありよう。人も境も立たない向上の一路。把住のあり方。

二は一に由りて有り、一も亦た守ること莫かれ：三祖僧璨（鑑智禪師、？—六〇六）の『信心銘』のことば。一は自己（人）を指し、二は境を指す。相対は絶対から出てくるものであるが、絶対

をも固守してはならぬ。人境どちらにもとられないさま。

人境俱不奪：人境俱に奪わず。主観の人と客観の境が二つながらそのままに放開して一切自由にする放行のあり方。すべてがそのままに生かされているありよう。

太平に像無し、処処に花ひらく：太平は本当に平和な世、世の中が穏やかなさま。像は形・のり。本当に天下が平和な時はこれこそが平和であるという目立つ現象もなく、草花が咲き誇っている。元弘辛未、天下は大いに乱れ：元弘元年（一一三二）に元弘の変が起こつて天下が争乱に巻き込まれたことをいう。

戎馬、野に遍し：戎馬は戦に使う馬、あるいは武器と軍馬。兵馬が山野に満ち溢れたことをいう。

二品親王尊雲：護良親王（大塔宮二品親王、一一三〇—一一三三）のこと。後醍醐天皇の皇子で嘉暦元年（一一三二）に三千院（梶井門跡）に入室して剃髪出家し、尊雲法親王と称して同門跡を継ぎ、翌年に天台座主に補任され、二品に叙せられる。元弘の変に弟の宗良親王（尊澄法親王）とともに六波羅軍と戦って敗れ赤坂城などに逃れ、元弘二年（一一三三）に還俗して積極的に倒幕の活動を展開する。建武政権が樹立して征夷大將軍・兵部卿に任ぜられたが、足利尊氏と対立して捕縛され、足利直義によって鎌倉に幽閉されており、建武二年（一一三五）七月二三日の中先代の乱のとき直義の家臣に殺害されている。

高行の沙門：高行は高尚な行、すぐれた行ない。沙門はシャマナ、出家の僧、道の人。

兵災を禱う：兵災は戦争のために起こる災害、戦いの災い。禱うと

は破禪すること、神仏に祈って災いを払い除くこと。実際には鎌倉幕府打倒の破禪をなしている。実際に永光寺には元弘三年四月一日付けの「二品護良親王御願成就令旨」が所蔵されている。

静謐：静か・やすらか。世の中が静かに治まって太平なさま。

後醍醐帝：後醍醐天皇（諱は尊治、一二八八—一三三九、在位は一三一八—一三三九）のこと。後宇多天皇の第二子。元亨元年（一三二一）より親政を行ない、元弘元年（一三三一）には鎌倉幕府打倒を図って挙兵したが敗れ、隠岐（島根県）に流される。同三年に伯耆（鳥取県）の船上山に到って挙兵し、幕府を打倒して建武政権を樹立する。その後、足利尊氏の反乱によって吉野に逃れて南朝を起こし、南朝の延元四年八月一六日に世寿五二歳で無念の内に崩御する。

輦下：輦轂の下。輦は人が手で引く車、天子の乗る車。輦下は天子の車のもと。転じて天子のお膝下、首都・みやこのこと。

建武の初め：建武年間（一三三四—一三三八）の初め。素哲が首座の大智に与えた仮名法語によれば、建武三年正月一五日の日付が記されているから、この頃のことであろう。

大智：祇陀大智（一二九〇—一三六六）のこと。大智は肥後（熊本県）宇土郡長崎の人。幼くして寒巖義尹（法王長老、一二七一—一三〇〇）に就いて出家し、京都法観寺の釈運（惠運とも）などに学び、瑩山紹瑾や東明慧日（白雲、一二七二—一三四〇）らに参ずる。さらに入元して久しく江南禅林で研鑽を積み、帰国して晩年の紹瑾の席下に帰省し、後に明峰素哲の法を嗣ぐ。加賀石川郡吉野（いまは金沢市十一屋町に移転）に鳳凰山祇陀寺を、肥後菊池郡（菊池市）に鳳儀山聖護寺と同玉名郡石貫（玉名市石貫）に紫陽山広福寺を開くなど活躍し、南朝の正平二年（北朝の貞治五年）二月一〇日に世寿七七歳で示寂。著に『大智禪師偈

頌』一卷や仮名法語が伝えられる。

版首：首座・第一座のこと。版は僧堂内の単（牀）のこと。

先師の命に通ずるに依り：大智はもと紹瑾の門人となったが、紹瑾の命によって後に素哲が代わって嗣法の師となったことをいう。

信衣：伝法の信を表す証拠として伝授する袈裟のこと。伝衣とも。

このときの信衣を六代の伝衣というが、それは道元から大智まで六代にわたって相伝されたことによる。

無底韶：無底良韶（一三一三—一三六一）のこと。能登酒井保の人。永光寺開基家の一族。二二歳で総持寺の峨山韶頌のもとで出家し、北朝の暦応元年（一三三八）に大乘寺の素哲に参ずる。後に総持寺に戻って韶頌の法を嗣ぎ、奥州（岩手県）黒石の大梅拈華山円通正法寺を開創する。北朝の文和四年（一三五五）に永光寺第八世に任持している。北朝の康安元年（南朝の正平一六年）六月一四日に世寿四九歳で示寂。その伝は花園大学禅文化研究所所蔵『諸師行録』二「大梅拈華山円通正法寺開山無底良韶和尚行業記」などに詳しい。

抜隊勝：臨済宗法燈派の抜隊得勝（慧光大円禅師、一三七七—一三八七）のこと。相模（神奈川県）の人。各地に歴遊し、出雲（島根県）の雲樹寺において孤峰覚明（三光国師、一二七一—一三六一）の法を嗣ぐ。得勝は総持寺の韶頌には学んでいないが、素哲への参学は「抜隊和尚行実」などでも全く伝えていない。後に得勝は武田氏の帰依を受けて甲斐（山梨県）塩山の向嶽寺を開創している。北朝の至徳四年（南朝の元中四年）二月二〇日に世寿六一歳で示寂。『抜隊和尚語録』や『和泥合水仮名法語』などが伝えられている。向嶽寺はいまは臨済宗向嶽寺派の本山。

特々：わざわざ、とくに。

州の若部保：能登羽咋郡の保。現在の羽咋市若部町付近。鎌倉時代

には北条氏の知行地で、名越氏が地頭を勤めていたが、鎌倉幕府の滅亡で建武政権の手に入り、永光寺に寺領として寄進される。

永光寺所蔵の後醍醐天皇の国宣には二通が存しており、元弘三年（一一三三）八月一三日と建武元年（一一三三）四月二日にい

ずれも若部保の地頭職に任ずる内容である。

寺産：寺院が所有し管理する財産・土地。

勅願道場：勅願寺。天皇が祈願のため建立したり指定した寺院。鎮護国家や皇室繁栄などを祈禱する。

「大乘寺での活動」

曆應初、加州大乘虚席、富樫城主藤原家善居士、請重大乗。益盛叢席、道望彌高。康永乙酉五月二日、自從能州永禪寺而告月庵風疾來。師命光侍者、以贈法衣、亦和自家受衣偈而付之云、迦葉昔年頂戴後、師資面授傳來、永禪今日相承處、歴劫度門直下開。同年九月廿九日、自越中興化寺運良禪師所持去之一夜碧巖並櫻欄拂子、共是洞家重寶、事不容易、宜奉送大乘寺者也、云云。同十月十八日、師復書於興化寺云、一夜碧岩並櫻欄拂子、以無盡侍者、恭令歸入。尊重百拜頂戴奉持、仍自他道德周蒙於四衆、彼此家風高屬於五湖之事、偏可依此一段者也、云云。貞和二年丙戌夏、本州富樫守護、寄附莊田若干畝、以資香積。

曆應の初め、加州の大乗、席を虚にし、富樫城主藤原家善居士、請して大乗を董せしむ。益ます叢席を盛んにし、道望、弥いよ高し。康永乙酉五月二日、能州の永禪寺より月庵の風疾を告げ來たる。師、光侍者に命じて、以て法衣を贈り、亦た自家の受衣偈に和して之れに付して云く、「迦葉、昔年に頂戴して後、師資面授し、付伝し來たる、永禪、今日、相承する処、歴劫の度門、直下に開く」と。同年九月廿九日、越中の興化寺より運良禪師の持ち去る所の一、夜碧巖並びに櫻欄扨子、共に是れ洞家の重宝なれば、事は容易ならず、宜らく奉じて大乘寺に送るべき者なりと、云々。同十月十八日、師、書を興化寺に復して云く、「一夜碧岩並びに櫻欄扨子、無盡侍者を以て、恭しく帰入せしむ。尊重百拜して頂戴奉持す、仍りて自他の道德、周ねく四衆に蒙り、彼此の家風、高く五湖に扇ぐの事、偏に此の一段に依るべき者なり」と、云々。貞和二年丙戌の夏、本州富樫守護、莊田若干畝を寄附し、以て香積を資く。

曆応の初め：曆応年間（一三三八—一三四二）は北朝の年号。『大乗聯芳志』の素哲の章では大乗寺入院を明確に曆応元年とする。

加州の大乗、席を虚にす：虚席は役職が欠けていて空席になっていること、寺院に任職が定まっていけないこと。「仏林恵日禪師行状」によれば、大乗寺第三代の住持を継いだ臨濟宗法燈派の恭翁遺良は六群の党の妨害によって勇退しているが、おそらくその後しばらく大乗寺では住持職が空席になっていたであろう。

富樫城主：富樫城は加賀石川郡押野荘（現在の石川郡野々市町押野周辺）に存し、南北朝初期には藤原家善が地頭として活動している。大乗寺は鎌倉末期に富樫家尚が永平寺の義介を開山に拝請して禪利となしたものであり、その後も富樫氏は南北朝・室町期を通じて加賀守護として君臨する一方で、開基檀越として大乗寺を外護している。

藤原家善居士：富樫家善のこと。刑部左衛門尉。加賀守護の富樫高家（富樫介、？—一三五一？）の弟とされ、押野荘富樫城に居したため押野殿と称される。法名は英道居士または英蓮居士。大乗寺所蔵の『大乗寺過去帳』上巻では、年時は不詳ながら七月二〇日を命日としている。

叢席：叢林における座席。僧堂における坐禅の単位。道望：仏道の誉れ。仏教者・禅僧としての名声。

康永乙酉五月二日：北朝の康永四年（南朝の興国六年、一三四五）に当たる。康永四年は一〇月二一日に貞和と改元されている。

能州の永禅寺：能登珠洲郡上戸（いまの珠洲市上戸町寺社）に存する法城山永禅寺（俗に蟹寺と呼ばれる）のこと。月庵旣瑛を開山とし、寺伝によれば開創は北朝の曆応元年（南朝の延元三年、一三三八）とされる。また寺には曾我兄弟ゆかりの伝承も存する。

伽藍は旣瑛の門流（月庵派）によって維持されたが、第五世（肥

後悟真寺開山）の太原玄孚（？—一四七九）の後に荒廃し、元年間（一六一五—一六二四）に永光寺第四五世の陽山文泰（陽三とも、？—一六三一）が再興して中興六世となっている。

月庵：月庵旣瑛（光英とも、？—一三四五）のこと。旣瑛は出家して素哲の法を嗣ぎ、能登の永禅寺のほか加賀有松の円真寺や珠洲郡鶴飼（いまの珠洲市宝立町）の安豊山金峰寺を開創している。

『金峰寺文書』の「歷住年譜控」によれば、貞和元年（厳密には康永四年、一三四五）一〇月三日に示寂したとされる。以下の機縁は『洞上聯燈録』巻二の旣瑛の章にも記されている。

風疾：中風・風患のこと。いまでいう脳溢血か脳梗塞に当たる。このとき旣瑛は手足が不自由になり、口が利けない状態になったものと見られる。

光侍者：天柱琳光（天柱とも、？—一三九八）のこと。旣瑛の法嗣であるが、当時は侍者として永禅寺から旣瑛の病状を大乗寺の素哲に伝えていたのであろう。後に能登の永禅寺や金峰寺および越中新川郡富山（いまの富山市梅沢町）の補陀山海岸寺などの第二世となっている。一説に能登珠洲郡古倉（いまの珠洲市若山町古蔵）の新豊山昌樹寺を開創し、また加賀大乗寺の第一〇世になったともされる。『金峰寺文書』の「歷住年譜控」によれば、応永五年五月（または六月）九日に示寂。

自家の受衣偈：自家は自分・自己。素哲は自らが紹瑾から法衣を付与された際に唱えた受衣の偈頌に韻を和するかたちで旣瑛に袈裟を贈っているわけである。

迦葉：インドにおける伝法の第一祖（西天初祖）である摩訶迦葉（マハカッサパ、Mahakassapa）のこと。仏陀の十大弟子のひとりで、頭陀第一と称される。

師資面授：師と資（弟子）が目の当たりに相見して法が授受される

こと。

歴劫の度門：歴劫は永遠の時間の経過、悠久の時。度門は衆生落度の法門、下化衆生の接化。ちなみに『洞上聯燈録』巻二「能州永禪寺月庵旣英禪師」の章によれば、旣英の捧衣のことばとして「昔年祖室伝来事、無相福田水脈通、莫道嶺頭提不起、而今頂戴化無窮」という偈頌が記されている。

同年九月廿九日：北朝の康永四年（南朝の興国六年、一三四五）九月二九日。江戸中期の頃にはこの日付を有する興化寺からの古文書が大乗寺に保存されていたものと見られるが、いまに現存していない。

越中の興化寺：かつて越中放生津（いまの富山県新湊市放生津町の付近）奈呉城の西に存した黄龍山興化護国禪寺のこと。開山は法燈派の恭翁運良であり、室町期には十刹位に列して五山派として展開している。康永四年の当時、住持が誰であったのかは明確でないが、おそらく運良の高弟である絶巖運奇か桂岩運芳（仏照禪師、？—一三七七）ではなかったかと推測される。運良は興化寺に隣接して兜率寺という尼寺も開創しているが、いずれも戦国末期に地震などで伽藍が庄川の河底に埋没したとされる。

運良禪師：恭翁運良のこと。「仏林恵日禪師行状」によれば、運良は紹瑾より大乗寺の住持を任された際に『一夜碧巖』と棕櫚の扨子および応量器などを依託されており、後に大乗寺を退院するときにもこれを所持したまま加賀の伝燈寺や越中の興化寺に赴いたものらしい。

一夜碧巖：大乗寺に所蔵される一夜本『碧巖録』のこと。道元が明州（浙江省）鄞県東の天童山景德禪寺より帰国の途に着かんとする前夜に『碧巖録』を閲覽する機会に恵まれ、大権修利菩薩あるいは白山権現の助筆を得て一夜にして書き写したと伝承される。

もともと永平寺の宝物であったが、第四世の義演（？—一三三四）の代に回禄にあつた際、大乗寺の道元木像と引き替えに大乗寺の宝物となつたとされる。『碧巖録』は北宋代に雲門宗の雪竇重頭が撰した『雪竇頌古』に対し、臨済宗楊岐派の圓悟克勤が評唱を加えたものである。『一夜碧巖』は流布本『碧巖録』とも異同が多く、『碧巖録』の古形を知る上でも重要である。

櫻欄の扨子：櫻欄は棕櫚とも。暖地に産するヤシ科の常緑高木で、幹は直立して枝がなく、頂に扇状の葉を群生する。扨子は扨・扨塵とも。獸毛などを束ねてこれに柄を着け、蚊虻を払う道具。後世は仏事法要に際して導師が用いる法具になる。一説にこの櫻欄の扨子はかつて如浄が道元に授けたものともされる。大乗寺にこの扨子と称されるものが現存している。

洞家の重宝：洞家は曹洞家の略で曹洞宗のこと。臨済宗を済家というのに対する。重宝は大事な宝物、重要な品。

同十月十八日：同じく康永四年（一三四五）一〇月一八日。この三日後の一〇月二一日に北朝の年号が貞和と改元されている。書を興化寺に復す：復書は返書、返事の書簡。このときの「大乗寺素哲請取状」の控えが大乗寺に所蔵されており、『曹洞宗古文書』下巻「大乗寺文書」などに収められている。

無尽侍者：臨済宗法燈派の蔵海無尽のこと。運良の法孫に当たり、絶巖運奇の法を嗣いでいる。当時は興化寺において侍者を勤めていたのである。加賀地内に龍興山妙雲寺を開創したとされており、越中の興化寺や紀伊（和歌山県）由良の鷲峰山西方興国寺などにも任しているらしい。

尊重百拜：尊び重んじて百度も礼拝すること。珍重して数多く礼拝すること。

自他の道徳、周ねく四衆に蒙り：自は瑩山紹瑾を指し、他は恭翁運

良を指す。四衆は仏教教団を形成する比丘・比丘尼・優婆塞（信士）・優婆夷（信女）のこと。紹瑾・連良の両者の持つ仏道の遺徳が広く四衆に行き渡ることをいう。

彼此の家風、高く五湖に扇ぐ：彼此は恭翁連良の系統の臨濟宗法燈派と瑩山紹瑾の系統の曹洞宗。家風は一家の風儀、宗風。五湖は中国古代の五つの湖。ここでは四海五湖の略で海内天下とか中国の意であるが、とくに江湖（禅の叢林）の意に用いているか。

貞和二年丙戌の夏：北朝の貞和二年（南朝の延元七年、一三四六）の夏。『曹洞宗古文書』下巻「大乘寺文書」に「藤原家善寄進状」として貞和二年四月一六日の日付を有する「寄進加賀国石川郡押野庄相寿林大乘寺田地敷地事」という古文書が伝えられている。

〔嗣法門人〕

師得人甚多矣。就中、大智・松岸・玄路・珠岩・月菴・祖舜・雪山等、咸始而三十餘人、各據化於一方。

師、人を得ること甚だ多し。中に就いて、大智・松岸・玄路・珠岩・月菴・祖舜・雪山等、咸な始めよりして三十余人、各おの化を一方に抛る。

中に就いて：就中。その中でとりわけ。殊に。

大智：祇陀寺の大智のこと。前出。

松岸：松岸旨淵（旨因とも、？―一三六三）のこと。加賀の人。大乘寺の瑩山紹瑾に参じて出家し、恭翁連良らに学んだ後、素哲の法を嗣ぐ。光禪寺二世となり、永光寺第六世や大乘寺第六世（後世は前任位）に任持し、播磨（兵庫県）の吉河山永天寺その他を開創する。北朝の貞治二年（南朝の正平一八年）六月五日に

本州富樫守護：大乘寺所蔵の文書では「地頭藤原家善」とあり、素哲を大乘寺に招いた富樫家善のことである。ただし、家善が加賀守護に就いたか否かは定かでない。

莊田若干畝：莊田は莊園を構成する田地のことで、租税免除の特権を認められた本免田。年貢公事が賦課される名田でない。このとき家善は大乘寺の土地として東西南北の四至を定め、大乘寺の自治を子孫に認めさせている。

香積：香気が充滿している世界。転じて禅寺で食事を調理する厨房をいう。庫院・庫裡のこと。ここでは莊田の寄進が大乘寺の経営面を補助したことを述べる。

示寂。詳しくは「光禪寺二代松岸禪師伝」を参照。

玄路：玄路統玄（？―一三八八）のこと。永光寺の素哲に参じてその法を嗣ぎ、加賀河北郡に永安寺を開いて素哲を開山に請して自ら二世となる。素哲の示寂に際しては看病に従事する。門下の宝山宗珍は敦賀の曹紹山永建寺を開き、その門流は出羽（山形県と秋田県）の地に展開している。寺伝では北朝の嘉慶二年（南朝の元中五年）十一月五日の示寂とする。

珠岩：珠巖道珍（道珍とも、？―一三八七）のこと。加賀の人。素哲の法を嗣いで大乘寺第七世（後世は第四世）となり、寺内に承天庵を営む。加賀金沢（いまの金沢市野町）の華嶽山開禪寺や能登鹿島郡酒井（いまの羽咋市酒井町）の殊嶽山良玄寺、鳳至郡矢波（いまの能都町矢波）の惠嶽山広福寺などを開創する。北朝の嘉慶元年（厳密には至徳四年）三月三日に示寂。道珍の門流は大乘寺を継承維持し、江戸期に月舟宗胡（一六一八―一六九六）や卍山道白（一六三六―一七一五）らが輩出したことで、現今の明峰派の主流を形成している。

月菴：月庵阨瑛のこと。前出。

祖舜：照瑞祖舜（素舜とも、？―一三六九？）のこと。素哲の法を嗣いで大乘寺第八世（後世は前住位）に任持し、加賀に太平山永慶寺を開創して素哲を開山に勧請し、自ら第二世に就いている。永慶寺は後に羽前（山形県）田川郡八色木村（いまの東田川郡藤島町八色木）に移転している。寺伝によれば北朝の応安二年（南

「水見光禪寺での活動」

且越中州檀越、再請歸光禪。師亦一生所持之辨財天、奉安唐嶋。地主像王權現、契寺鎮守、永轉食輪、終爲圓寂之地。師隨處大興禮樂、廣揚玄化、謝事經行。

且らく越中州の檀越、再び請して光禪に帰せしむ。師、亦た一生所持の弁財天をば、唐嶋に奉安す。地主像王權現、寺の鎮守に契い、永く食輪を転じ、終に円寂の地と為す。師、随処に大いに礼樂を興し、広く玄化を揚げ、謝事經行す。

越中州の檀越：素哲や旨淵が住持していた当時、光禪寺を外護して

明峰素哲と松岸旨淵の伝記史料（佐藤）

朝の正平二四年）七月二十九日に示寂したとされるが明確でない。雪山：雪山玄杲（？―一三八三）のこと。素哲の法を嗣ぎ、甲斐（山梨県）巨摩郡小林（いまの南巨摩郡増穂町小林）に補陀山南明寺を創建し、素哲を開山に請して自ら第二世となる。また寿禪寺（不詳）や八代郡下部（いまの西八代郡下部町道）の岩龍山慈観寺の開山にもなっており、羽前の永慶寺の第二世にも就いている。寺伝によれば北朝の永徳三年（南朝の弘和三年）四月二十九日に示寂。その門流は甲斐を中心に維持されている。

三十余人：素哲の法を嗣いだ門人の数。永光寺所蔵『血脈宗派并日本小宗派』の「明峯哲大師法弟衆」によれば、素哲の法嗣として二人の名を伝えている。また大乘寺関係の『大乘聯芳志』や『鷲峰聯芳系譜』では二六人の名を記しているが、『日本洞上宗派図』では三四人の名を伝えており、『曹洞宗全書』『大系譜』に至ると三七人の名が挙げられている。

いた開基檀越が誰であったのかは定かでない。

再び請して光禪に帰せしむ：越中射水郡氷見（いまの富山県氷見市丸の内）に存する海慧山光禪寺は嘉暦年間（一二二六—一二二九）に素哲によって創建されているが、本史料ではそのことが記されていない。「再び請して」とあるから、かつて素哲が開山に迎えられたが、ただちに法嗣の松岸旨淵に住持が譲られ、晩年に至って開山の素哲が再び住持に迎えられたのであろう。その後、光禪寺は旨淵の門流すなわち松岸派によって維持されたが、江戸中期に至って同じ明峰派の珠巖派出山下の禪者によって継承されるようになってきている。昭和十三年（一九三八）九月六日に起こった氷見の大火で伽藍が灰燼に帰しており、現在の建物は昭和二十八年（一九五三）に復興されたものである。氷見市教育委員会編『平成六・七年度』氷見市寺社調査報告書（平成八年三月発行）を参照。

一生所持の弁財天：素哲が久しく念持仏として所持していた弁財天像のこと。弁財天は梵語で Sarasvatī サラスヴァター、薩囉薩伐底。弁才天・弁天・大弁功德天とも。護法の天女。無礙の弁才で仏法弘通を図る夫人。日本では財宝の神として信仰され、後世は七福神の一。水との因縁を重して水辺にまつられることが多い。唐嶋：氷見の海上に浮かぶ小島。氷見新港から東三〇〇メートルの沖合にある。北東より南西が約六〇メートル、北西より南東が約三五メートルの楕円形。石灰岩からなり標高は一メートル。光禪寺の鬼門として鎮護社が置かれ、弁財天・観音菩薩・地藏菩薩がまつられる。光禪寺には文化元年（一八〇四）六月に撰された

〔示寂と後事〕

于時觀應元年三月廿八日、分身於大乘・永光・光禪、同時說法而示滅。其徒互馳价僧得知之、貴賤競歎異焉。仍闡維於三處、

「海慧山光禪寺鎮守唐嶋弁財天略縁起」が所載されており、今日でも五月三日には唐嶋弁財天祭礼が行なわれ、海上安全と豊漁が祈願されている。また「仏林恵日禪師行状」によれば、同じ頃に恭翁運良も唐嶋にこの地域で最初の燈台（石浮図）を建てたことが伝えられている。

地主像王権現：地主は土地の神の意か。像王権現とは大和（奈良県）吉野の金峰山蔵王堂の本尊で修験道で奉られる蔵王権現のことであろうか。古く役小角（役行者、？—六九九？）が金峰山で修行中に祈り出したものとされるが、経規などにも根拠が見られない。一般に蔵王権現は一面三目二臂で忿怒の相をなし、頂上に三髮冠、右手に三鈷杵を振り上げ、右手を腰に据え、右足を上げて躍り上がった形像をしている。

鎮守：鎮主とも。火災や盜難などを鎮定して諸堂宇などを守護する神。土地神・伽藍神。土地護伽藍神。

食輪：法輪と食輪の二輪の一つで、食を満たすこと。広く叢林における経営面のことをいう。

円寂：僧が安らかに逝去すること。示寂・遷化とも。素哲が光禪寺を終焉の地と定めたことをいう。

礼楽：礼儀と音楽。ここでは禪寺の規矩面や威儀作法を指す。女化：女妙なる導き。幽玄なる接化。

謝事経行：謝事は事を謝する、住持職を去って隠居すること。山崎氏は「詠事」に作る。詠事ならば仏法を詩偈のかたちで詠うことか。経行は一定の地を往来することであろう。

大乘・永光空盡無物、唯光禪寺有靈骨、收之建塔、曰紹燈。世壽七十四、法臘五十八。

時に觀応元年三月廿八日、身を大乘・永光・光禪に分ち、同時に説法して滅を示す。其の徒、互いに价僧を馳せて之れを知ることを得、貴賤、競いて焉れを歎異す。仍りて三処に闍維するに、大乘・永光は空しく尺きて物無く、唯だ光禪寺のみ靈骨有り。之れを取むるに塔を建て、紹燈と曰う。世壽七十四、法臘五十八。

觀応元年三月廿八日：北朝の觀応元年（南朝の正平五年、一三五

〇）で、貞和六年が二月二七日に觀応と改元されている。

身を大乘・永光・光禪に分ち、同時に説法して滅を示す：身分とは処々に身を現すること。素哲が臨終に大乘寺・永光寺・光禪寺の三ヶ所にその姿を現し、同時刻に寺内の大衆のために説法して示寂したとする。この記事は本史料のみでなく、江戸期の燈史・僧伝の素哲の章に一樣に語られており、広く知られていた逸話らしい。ただ、『大乘三代明峰禪師不安并喪記之序』によれば、素哲は大乘寺において病床に伏して示寂しており、遺偈として「普天匝地、八達疎通、七穿八穴、智不到中」の句が伝えられる。葬儀の顛末は『大乘三代明峰禪師不安并喪記之序』に詳しい。

价僧：使いの僧。价は使い・使用人の意。
貴賤：身分の高いと低いと。ここでは大乘寺・永光寺・光禪寺の三ヶ寺の信徒や近隣の人々のこと。

〔本史料の識語〕

皆正徳三年龍舎癸巳三月廿八日、於洛北鷹峰寶樹林下而、後學沙門寂菴比丘道光、梵香九拜謹撰。〔寂菴〕
于時正徳五乙未七月日、具表飾而寄附于越中氷見光禪寺、爲住物。

加州金沢現住寶圓亮湛和南。〔寶圓〕〔釋氏春山〕〔花押〕

明峰素哲と松岸旨淵の伝記史料（佐藤）

歎異：素晴らしいと感心する。希有なるできごとと感嘆すること。
闍維：ジャーピタ Japita の音写。荼毘・闍毘・闍鼻多とも。意識は屍身・燃焼。遺体を火葬に付すること。

唯だ光禪寺のみ靈骨有り：靈骨は舍利のこと、遺骨の尊称。光禪寺のみに素哲の靈骨が残ったという逸話は、素哲が大乘寺・永光寺・光禪寺の三ヶ寺を同等に重んじていた反面、自ら開創した光禪寺を明峰派の拠点として位置付けようとしていた発想が存したために語り継がれた伝承であろうか。

紹燈：大乘寺・永光寺・光禪寺の三ヶ寺とも素哲の塔頭を紹燈庵と称していたらしい。

世壽七十四：建治三年（一二七七）から觀応元年に至る七四年間。
法臘五十八：法臘は受戒して比丘となつてからの年齢。僧臘・坐夏とも。永仁元年（一二九三）に比叡山において一七歳で受戒してより五八年間の僧としての活動。

時に正徳三年龍舎癸巳三月廿八日、洛北鷹峰の宝樹林下に於いて、

後学沙門寂菴比丘道光、焚香九拜して謹んで撰す。「寂菴」

時に正徳五乙未七月日、表飾を具えて越中氷見の光禪寺に寄附し、住物と為す。

加州金沢現住宝円、亮湛、和南す。「宝円」「釈氏春山」「花押」

正徳三年龍舎癸巳三月廿八日：正徳三年（一七一三）のこと。三月

二八日は素哲の命日（明峰忌）であり、すでに素哲の示寂より三六四年目に当たる。龍舎は龍集と同じく年号の下に記すことば。

龍は星の名で木星（歳星）のこと。舎・集は宿る、星の居所。木星が一年かけて周回し、もとの場所に戻るから一年の意として用いる。

洛北鷹峰の宝樹林下：洛北は京都の北。山城愛宕郡京鷹峰（いまの京都市北区鷹峰）に存する鷹峰山宝樹林源光庵のこと。元禄七年（一六九四）に中田氏が草創し、明峰派の卍山道白（復古老人、一六三六—一七一五）を開山とする。

後学沙門：後学は人より遅れて学問を始めた者。晩学とも。沙門はサマナśramaまたはシュラマśramaの音写で出家者のこと。勤勞・修道・貧道などと訳する。

寂菴比丘道光：明峰派の寂庵道光（？—一七五五）のこと。伯耆（鳥取県）の人。卍山道白—月潤義光—全源亮湛—道光と次第する。若くして師の亮湛の『宝円全源禪師遺録』三冊を編集しており、正徳三年に「光禪開山老和尚行業記」を撰したのも住山以前に当たる。亮湛の法を嗣いで後、氷見の梅林山宝寿寺四世や光禪寺二世になり、さらに元文元年（一七三六）頃に金沢の宝円寺一六世となる。寛保二年（一七四三）閏四月には宝円寺住持とし

て「諸嶽山輪藏上梁文並序」を誌しており、延享三年（一七四六）一〇月に隠居し、寛延二年（一七四九）には宝円寺の東堂として光禪寺二世の松岸旨淵の伝記を撰している。宝曆五年二月一日（または一日）に示寂。世寿は不詳。焚香九拜：焚香は香を焚くこと。九拜は坐具を展べて九度礼拝すること。最上の礼法。

正徳五乙未七月日：正徳五年（一七一五）七月。この年の八月一九日には卍山道白が世寿八〇歳で示寂している。

表飾を具えて：軸装にしたか冊子のかたちにしたか不明であるが、本史料の体裁を整えて氷見の光禪寺に寄贈したことをいう。

越中氷見の光禪寺：道光が本史料を撰した頃に光禪寺住持であったのは全源亮湛であろうが、まもなく亮湛が加賀の宝円寺に遷住していることから、正徳五年当時はすでに住持が第二一世の一如孝順（？—一七四三）になっていたようである。孝順は卍山下の月

潤義光（一六五三—一七〇二）の高弟である大用慧照（一六六五—一七二九）の法を嗣いでおり、慧照と同門の全源亮湛にとつては法姪、寂庵道光にとつては法徒兄に当たる。孝順には『一如孝順禪師光禪寺開堂語録』一卷が存している。

住物：什物に同じ。寺の常住物として保存する品。

加州金沢現住宝円：石川郡金沢（いまの金沢市宝町）に存する護国

山宝円寺のこと。越前南条郡高瀬（いまの福井県武生市高瀬）にある太白山宝円寺の末寺で、天正十一年（一五八三）に加賀藩祖の前田利家（一五三八—一五九九）によって建立され、越前宝円寺第七世の大透圭徐（一五二五—一五九八）を開山とする。江戸期には加賀藩の曹洞宗触頭となり、境内に利家の廟が存する。

亮湛：全源亮湛（？—一七三七）のこと。伯耆の人。月澗義光の法を嗣いで後、氷見の宝寿寺二世や光禪寺第二〇世となり、正徳四年（一七一四）頃に金沢の宝円寺第一三世に住持し、また龍昌寺（所在地未詳）の中興開山となっている。法嗣に寂庵道光のは

(2) 「光禪二代和尚小行実記」の原文と訓註

光禪二代和尚小行実記〔仮題〕

〔出自と出家〕

越中州海慧山光禪寺二代松岸旨困禪師、姓藤氏、加州人也。自幼俊邁、不伍塵俗。受業於大乘瑩山禪師。

越中州海慧山光禪寺二代の松岸旨困禪師は、姓は藤氏、加州の人なり。幼きより俊邁にして、塵俗に伍せず。大乘の瑩山禪師に受業す。

越中州海慧山光禪寺：越中射水郡氷見（いまの富山県氷見市丸の内）に存する海慧山（海恵山とも）光禪寺のこと。詳しくは「光禪開山老和尚行業記」の光禪寺の箇所を参照。

松岸旨困禪師：明峰下の松岸旨淵（旨困とも、？—一三六三）のこと。

明峰素哲と松岸旨淵の伝記史料（佐藤）

か宜道契心らが存している。「西光開山大用慧照和尚行実」によれば、享保九年（一七二四）秋に後席を同門の大用慧照に譲って宝円寺を退き、元文二年三月五日に示寂しているが、世寿や法臘などは定かでない。道光によって『宝円全源禪師遺録』三冊が編集されたと伝えられる。

和南：稽首。尊敬を捧げること。

花押：書き判。草書体の自著。光禪寺所蔵の原本には亮湛の花押が存する。「釈氏春山」の印は紙の継ぎ目に押されており、亮湛のものではなく、末尾に示す春山道雲（道宗か）の印であろう。

と。旨淵の伝記としては『重統日域洞上諸祖伝』巻一「光禪寺松岸淵禪師伝」と『日本洞上聯燈録』巻二「越中州光禪寺松岸旨淵禪師」の章および『大乘聯芳志』「前任松岸旨淵和尚」の章も存しているが、本史料がもっとも詳しい情報を伝えている。本史料

は『重統洞上諸祖伝』『洞上聯燈録』が編纂されて以降に撰せられたものであるから、それらと記事内容に相違が見られる箇所は撰者寂庵道光による独自の旨淵伝ということにならう。本史料では法諱を旨因とし、僧伝・燈史はいずれも旨淵と表記している。

因は淵の古字であり、渦巻く水や水を深く湛えている所のことであるから、旨淵とは宗旨の奥深さを意味する。また道号の松岸については松巖や松岩とする寺伝も存しており、岸と淵（因）の関連からすれば本史料や燈史・僧伝が伝える松岸が妥当と見られるが、淵岳すなわち深い淵と大きな山で沈着・不動の意味も存するから、松巖・松岩でも意味は通っている。

姓は藤氏、加州の人なり：師の明峰素哲も加賀の藤氏が富樫氏の出身とされるから、旨淵もあるいは素哲と同じく大乘寺開基の富樫氏と血縁的にかなり近い一族の出身であったのかも知れない。ただし、『重統洞上諸祖伝』『洞上聯燈録』『大乘聯芳志』では加州

の人とするのみで、俗姓については伝えていない。俊遇：才知が優れていること。俊も遇も優れているさま。

塵俗に伍せず：塵埃は塵埃に汚れた俗世間・世俗のこと。俗塵・塵世・塵界とも。伍は組みする、仲間になること。

大乘の瑩山禪師：瑩山紹瑾が大乘寺の住持を勤めていたのは永仁六年（一二九八）から正和五年（一三一六）に至る一九年間と見られる。この間に旨淵は紹瑾に就いて出家して得度の小師（弟子）となり、その訓誨を受けているのであろう。『重統洞上諸祖伝』『洞上聯燈録』では茂年（壮年）にして剃髪して大乘寺の紹瑾に依止したとする。

受業：師に就いて出家としての道業を受けること。得度して受戒すること。旨淵にとって紹瑾が受業師に当たると。『重統洞上諸祖伝』『洞上聯燈録』では紹瑾は一見して法器として期待し、常に訓誨を加えたとする。

〔恭翁運良への参学〕

遊歴爲志、参諸名宿。延慶應長之間、^{〔ナシ〕}禮恭翁良禪師于州之傳燈、良一見爲器。不問^{〔問〕}晨夕脇不沾席。

遊歴するを志しと爲し、諸名宿に参ず。延慶・応長の間、恭翁良禪師を州の伝燈に礼するに、良、一見して器と爲す。不問に晨夕、脇は席を沾さず。

歴：旅をして各地を訪ね巡ること。歴遊とも。

諸名宿：名譽があつて人望を受けている人。人格見識の高い老僧。

尊宿・耆宿・宿徳とも。

延慶・応長：延慶年間（一二三〇—一二三二）から応長年間（一二三

一一—一二三二）にかけての期間。

恭翁良禪師：臨済宗法燈派の恭翁運良のこと。すでに「光禪開山老和尚行業記」の箇所で触れたごとく運良には峨山韶頌や明峰素哲も参学している。旨淵が運良に参学した記事は『重統洞上諸祖正

伝『洞上聯燈録』では記されており、本史料のみが伝える消息である。

州の伝燈：加賀河北郡小坂荘長井谷（いまの金沢市伝燈寺町）に存する瑞応山伝燈寺（詳しくは宝亀瑞応名山山伝燈護国禪寺）のこと。伝燈寺の開創年時には諸説が存しており、延慶元年（一一三〇）とする説、応長元年（一一三一）とする説、さらに元徳二年（一一三三）とする説などが存している。「仏林恵日禪師行状」によれば、運良が実際に伝燈寺の住持となるのは大乘寺住持を退いて以降の晩年に至ってのことであるが、あるいは加賀の地に辿り着

いた当初からすでに伝燈寺の基になるような庵堂が小坂荘に建てられていた可能性も存する。現在、伝燈寺は臨済宗妙心寺派に属しており、伝燈寺保存会編『加賀伝燈寺―歴史資料調査報告―』（平成六年三月発行）に詳しい調査研究がなされている。
器：法器。仏法を伝え担う器量を具えた人材。
不問：猶予がない、暇がない。
晨夕：朝と夕べ、朝から晩まで。
脇は席を沾さず：脇腹を座位に当てて休まないこと。同義語に「脇不至席」がある。

「明峰素哲との機縁」

正中乙丑、明峰禪師、董能之洞谷。師眷々依止焉。師因問、如何是空劫已前自己。峰曰、天上天下唯我獨尊。師進而擬開口、師便掩口。師豁然領旨。有時師坐禪、峰即問、不起一念時如何。師展開兩手。峰云、是甚麼由。師云、擊水無蹤。峰云、過在何處。師云、須彌山。峰良久。師即拜。盡得底蘊、遂升堂奧。峰付以徹通祖翁之衣法、稱爲室中領袖。

正中乙丑、明峰禪師、能の洞谷を董す。師、眷々として焉れに依止す。師、因みに問う、「如何なるか是れ空劫已前の自己」と。峰曰く、「天上天下唯我獨尊」と。師、進みて口を開かんと擬するに、師便ち口を掩う。師、豁然として旨を領す。有る時、師、坐禪するに、峰、即ち問う、「一念を起こさざる時、如何ん」と。師、両手を展開す。峰云く、「是れ甚麼の由ぞ」と。師云く、「水を撃つに蹤無し」と。峰云く、「過は何処に在る」と。師云く、「須彌山」と。峰、良久す。師、即ち拜す。尽く底蘊を得、遂に堂奥に升る。峰、付するに徹通祖翁の衣法を以てし、稱して室中の領袖と為す。

正中乙丑：正中二年（一一三二）八月。ただし、旨淵はそれ以前に永光寺の瑩山紹瑾の席下に戻っていたものらしく、元亨三年（一一三三）九月一四日に紹瑾が五老峰の伝燈院に「七仏伝燈三國列

祖次位額」という五四世法系牌の扁額を掛ける際、旨淵が修造司として額字を刻んでいる。
明峰禪師、能の洞谷を董す：明峰素哲については「光禪開山老和尚

行業記」を参照。最晩年の瑩山紹瑾の依託を受けて素哲は正中二年八月八日に能登鹿島郡酒井保の洞谷山永光寺の第二代を董し、瑩山門下の僧録として一門を統括している。

眷々：省みる、恋慕う。ものごとを懇ろに思い慕うさま。眷は心が向かう、心が引かれること。

依止：帰依止住。自ら帰依してその人の所に留まり随侍すること。

空劫已前の自己：空劫は成・住・壞・空の四劫の一。宇宙の空漠期。世界が全く壊滅し、つぎの世界が成立する劫に至るまでの間。空劫已前は天地の開ける以前。空劫已前の自己とは相対分別のすべてが分かれ起こる以前の自己。本来の面目。自己本来のありよう。父母未生已前の自己とも。この素哲との問答は『重統洞上諸祖伝』『洞上聯燈録』にも載せられている。

天上天下唯我独尊：釈迦牟尼仏の誕生偈として知られることば。釈迦牟尼仏は降誕した際に周行七歩し、右手で天を指し、左手で地を指してこの偈を唱えたとされる。天上天下は、どこもかしこも世界あまねく。唯我独尊は、ただ我のみ独り尊しで、最上最勝の尊貴であること。自己の尊厳性を表明したことばとも解される。

「世尊降生」「世尊唯我独尊」の古則として知られ、『宗門聯燈會要』巻一や『五燈會元』巻一の釈迦牟尼仏の章などに載る。

進みて口を開かんと擬す：擬は「くしようにとする」の意。欲・擬欲も同じ。進んで口を開いてものを言おうとする。

師使ち口を掩う：問答の流れからすると、ここでの「師」は「峰」の誤りか。口を掩うとは、手で口を覆い隠すこと、あるいは沈黙してものを言わぬこと。『重統洞上諸祖伝』『洞上聯燈録』では「峰使打」とあり、素哲が旨淵を打ったことになっている。

豁然として旨を領す：豁然はからりと悟るさま。迷っていた心が即座に晴れるさま。旨は仏法の要旨。領は領會・領解。よく心に受

け取り悟ること。

一念を起こさざる時：『雲門匡真禪師広録』巻上に「僧問：雲門、不_レ起_二念_一還_レ有_レ過_レ也無。門云、須弥山」とある雲門文偃（匡真禪師、八六四―九九九）と一僧との問答を受けている。この問答は「雲門須弥山」の古則といわれ、一念の妄想分別が起こらない場合でも罪過があるか否かを問うものである。素哲は旨淵に対して、坐禅をしてわずかも妄念が生じない状態とは如何なるものかを詰問している。この問答は『重統洞上諸祖伝』『洞上聯燈録』には載せられていない。

両手を展開す：両手の手のひらを伸べ開くこと。坐禅中の法界定印の印相を解くさま。もう一念が起こってしまった意か。

是れ甚麼の由ぞ：甚麼は什麼と同じく「何」の意。由は理由・わけ。何の意味かを尋ねる。

水を撃つに蹤無し：坐禅のありようとは、水を打っても跡形が残らないように没蹤跡であること。

過は何処に在る：過は過ち・間違ひ。先の雲門文偃のいう罪過に当たる。過ちが何処にあるかを問う。

須弥山：スメールSumeraの音写。妙高山。古代インドの宇宙観で、世界の中央にある山。過が須弥山のようにあるとは、罪過弥天ということ。

良久：しばらくの間、無言でいること。ここでは素哲が旨淵の答えに満足して深く領いていたことを意味する。

底蘊：底とは奥に隠された、深い究極の。蘊とは積み集められたもの、類別されたもの。底蘊で奥深い真理、究極の道理をいうか。

堂奥：家の奥深いところ。転じて道の奥義、究極のところをいう。

徹通祖翁：大乘寺の開山である徹通義介（義鑑、一一一九―一三〇九）のこと。祖翁は師翁（法系の祖父）の師。徹通義介―瑩山紹

瑾―明峰素哲と次第する旨淵にとつて義介は三代前の師に当たる。義介については「光禪開山老和尚行業記」の註記を参照。

衣法：袈裟と宗旨。伝衣と伝法。禪宗では法を伝えた証しとして袈裟を付授することが多い。

「水見光禪寺への住持」

嘉暦二年、補席光禪。繼元弘之亂、峰令師而同禳兵災^{〔火〕}。正慶二年癸酉、後醍醐帝重祚、建武之間、帝有詔、而於州郡内割莊田贍庫堂。

嘉暦二年、光禪を補席す。繼いで元弘の乱に、峰、師をして同じく兵災を禳わしむ。正慶二年癸酉、後醍醐帝重祚し、建武の間、帝より詔有りて、州郡の内に於て、莊田を割ち庫堂に贍す。

嘉暦二年：『永光寺中興雜記』によれば、光禪寺は嘉暦二年（一二二七）六月に建立されたと記されており、本史料にいう旨淵の入院年時と合致している。

光禪を補席す：補は補う、官職を受けることであるが、ここでは任職に就くこと。おそらくこのとき素哲は光禪寺の開山祖師には就任したものの、ただちに住持の座を旨淵に譲って第二世となしたのである。ただし、『重統洞上諸祖伝』や『洞上聯燈録』によれば、旨淵は播磨の永天寺に開法して後に光禪寺を継承したことになる。

元弘の乱：元弘年間（一一三三―一一三三）に後醍醐天皇が鎌倉幕府打倒を掲げて起こした大乱。元弘元年に事が発覚して後醍醐天皇は笠置山に逃れたが、幕府の大軍によって捕らえられ、隠岐（島根県）に流されている。

室中の領袖：室中は師の室内、門下のこと。領袖は衆人の長として儀表となること。衣の領（襟）と袖が人の目に付くことから、上に立って人を率いる頭、門下を率いて手本となる高弟のこと。旨淵は大智とともに素哲の門下では長老格に当たっている。

兵災を禳わしむ：禳は祓う、祓い除くこと。神仏を奉って兵乱による火災などの災いを祓うこと。「光禪開山老和尚行業記」において護良親王より永光寺の素哲に対して兵災を祓禳せしめるよう密書が届けられたことに呼応したものであろう。

正慶二年癸酉：鎌倉末期の光厳天皇の正慶二年（元弘三年、一一三三）に当たる。正慶二年は五月一七日（または二五日）に後醍醐天皇によって元弘の年号に戻されており、北条氏とともに鎌倉幕府が滅亡している。

後醍醐帝：後醍醐天皇のこと。「光禪開山老和尚行業記」の当該箇所を参照。

重祚：退位した天子（天皇）が再び位に就くこと。祚は天子の位のこと。皇位・皇祚。後醍醐天皇は元弘三年に鎌倉幕府を倒し、翌元弘四年の一月二十九日に建武と改元している。

建武の間：建武年間（一三三四—一三三八）のことであるが、とくに建武政権が崩壊する以前のことであろう。

詔：みことのり。天子（天皇）の命令、詔令。

州郡の内：越中射水郡の内。水見の近辺であろうが、具体的な地は定かでない。

荘田：荘園の田地。小作人に耕作させた地主の田地。多くの別荘を

〔永光寺での活動〕

曆應庚辰、師莅洞谷六代法席也。玄侶腰包、憧々競謁。僧問、如何是洞谷宗風。師云、五老峰頭月正明。問、如何是和尚家風。師云、誰夜參不點燈。云、學人不曾、請師指示。師云、猿叫青嶂後、鷹還五老前。緇伍景慕、道光日起。

曆應庚辰、師、洞谷六代の法席に莅む。玄侶、包みを腰にし、憧々として競いて謁す。僧問う、「如何なるか是れ洞谷の宗風」と。師云く、「五老峰頭、月は正に明らかなり」と。問う、「如何なるか是れ和尚の家風」と。師云く、「誰か夜參に燈を点さざる」と。云く、「学人、会せず、請う師、指示したまえ」と。師云く、「猿は叫ぶ青嶂の後、鷹は還る五老の前」と。緇伍は景慕し、道光は日に起こる。

曆應庚辰：北朝の曆應三年（南朝の興国元年、一三四〇）に当たる。ただし、実際には瑩山下の壺庵至簡（？—一三四一）の住持期間との関わりで若干の問題が残る。

洞谷六代の法席：洞谷山永光寺第六代の住持の座席。永光寺は瑩山紹瑾が開山となり、第二世の明峰素哲が久しく化導を敷いていたが、素哲が大乗寺に遷住して後は輪住制度を行なっており、第三世の無涯智洪（？—一三五一）と第四世の峨山紹碩（紹碩とも、一二七六—一三六六）と第五世の壺庵至簡が住持を順次に交代し、さらに法嗣・法孫の代へと継承されている。瑩山下の四門人

設け、耕作を経営管理したのでいう。

庫堂に贍す：庫堂とは寺の台所である庫院のこと。香積局・庫裡・厨庫ともいう。贍すは足すに同じく、品物を与えて不足を補うこと、充足させること。荘田を賜って光禪寺の経営面が補われ充実したことをいう。

以外では旨淵が初めて紹瑾の法孫として永光寺第六世に入院している。ただし、『重統洞上諸祖伝』『洞上聯燈録』では大乗寺に住持した後に永光寺に遷住したと伝えている。また『大乘聯芳志』では最初に永光寺・光禪寺を董してから大乗寺に遷り、後にも永光寺に再住したとする。

玄侶：玄は幽玄の意とも緇（黒）の意とも解される。幽玄なる法門を参学する徒であれ、黒衣を着た僧侶であれ、修行行脚する禅僧のことを指している。

包みを腰にし：行脚歴遊する旅すがた。修行僧（雲水）が行雲流水

する格好。

懂々：心が定まらないさま。往來の絶えないさま。ここでは懂憬する意か。

洞谷の宗風：洞谷山永光寺の氣風、指導の仕方。修行者がその到った禅寺の独自の接化方法などを問うのが禅門の常套である。以下の旨淵に宗風と家風を尋ねる二問答は『重統洞上諸祖伝』『洞上聯燈録』にも載せられている。

五老峰頭、月正に明らかなり：永光寺の裏に存する五老峰伝燈院に月が煌々と明らかである。永光寺の開山堂である五老峰を拠点として曹洞の宗風が輝くことをいう。五老峰には天童如浄・永平道元・孤雲懷奘・徹通義介および瑩山紹瑾という五代の祖師の遺骨や遺品を奉っている。

和尚の家風：家風は一家の風儀・門風。各自がとる独自の仕方、指導教化の方法。旨淵に対してその独自の接化を尋ねている。

誰か夜参に燈を点さざる：夜参は晩参、晩間に方丈などで行なわれる小参の説法。点燈は明かりを灯すこと。夜参には必ず明かりを

〔その他の開創寺院〕

亡幾退席。播州刺史源満祐（赤松氏）、延領永天。觀應元年、俄得明峰書、移據加之大乘。同二年辛卯、征夷大將軍尊氏源公、以鈞帖於諸名山、師與焉。能州守護無藏居士（畠山氏）、延文元年、勸建孝恩寺、請爲開山祖。曹源・永竹之兩利、俱師所插艸之地。

幾くも亡くして席を退く。播州刺史源満祐（赤松氏）、延べて永天を領す。觀應元年、俄かに明峰の書を得て、移りて加の大乘に拠す。同二年辛卯、征夷大將軍尊氏源公、鈞帖を諸名山に以てし、師、焉れに与かる。能州守護の無藏居士（畠山氏）、延文元年、孝恩寺を勸建し、請して開山の祖と爲す。曹源・永竹の兩利、俱に師の艸を插む所の地なり。

灯すとは、隠すところがない意か。

学人不会：学人は仏道を学ぶ者、学者。不会は分からない、合点が行かないこと。

猿は叫ぶ青嶂の後、鷹は還る五老の前：『景德伝燈録』卷一五の夾山善会（伝明大師、八〇五―八八一）の章に「問、如何是夾山境。師曰、猿抱子帰青嶂後、鳥脚落花落碧巖前」とあるのを受けける表現。猿が寺の裏の青い峰で大声で叫んでおり、鷹は五老峰の前に帰ってくる。鳥獸あるいは一切の群類とともに大自然の中に生きているありようをもって自らの宗風としていることをいう。実際に永光寺の近辺に猿や鷹が棲息していたのであろう。

緇伍：修行僧のこと。緇は黒色・黒絹。伍とは組・仲間。黒衣を着た僧を緇侶・緇流という。

道光：仏智が放つ光明のことで、仏法の道が無明の闇を破るのを光明に譬えたもの。ただし、ここでは仏道修行によって得られた誉れ・名声をいう。

幾くも亡くして席を退く：当時の永光寺は一年交代の輪任制となっており、旨淵の住山期間もこれに準じているものと見られる。

播州刺史：播州は播磨（兵庫県）のこと。刺史は州郡の政治を視察報告するために中央から派遣される官（州牧）のことで、日本では国守・守護に当たる。

源満祐（赤松氏）：播磨守護の赤松満祐（大膳大夫、法名は性具、一三七三—一四四一）のこと。ただし、年代的に合わないことから、実際には満祐ではなく赤松則祐（中津河殿、一三一—一三七二）当たりのことを指すのではないかと見られる。

永天：播磨美囊郡吉河（いまの美囊郡吉川町楠原）に存する吉河山永天寺のこと。旨淵が素哲を開山に招いて自ら第二世となっているが、一説に素哲の初開の道場ともされる。播陽の間にあつて旧観第一位と称され、往古は末寺七〇ヶ寺を数えたとされるが、天正七年（一五七九）に羽柴秀吉（豊臣、一五三七—一五九八）の三木攻めで兵火に罹る。寛文五年（一六六五）に一三世中興の明鑑龍的（？—一六八三）によって復興されて現今に及んでいる。ほかに旨淵は美囊郡奥谷（いまの美囊郡吉川町奥谷）の宝珠山陽春寺や美囊郡能瀬（いまの神戸市北区淡河町）の普門山泰蔵寺などを開いたとされるが、詳細は定かでない。『重統洞上諸祖伝』『洞上聯燈録』では旨淵は永天寺に開法して後に光禪寺に入院したことになる。

観応元年：北朝の観応元年（南朝の正平五年、一三五〇）に当たる。『重統洞上諸祖伝』『洞上聯燈録』でも大乘寺への入院を観応元年とするが、その後まもなく永光寺に遷住したとする。

明峰の書：書は書状だが、ここではとくに後事を託する遺書のことであろう。素哲は観応元年三月二十八日に示寂しており、これに先立って遠く播磨に在った永天寺の旨淵に大乘寺の後任を継ぐべき

ことを託したものと見られる。

加の大乘：旨淵は素哲の書を得て観応元年の年内には大乘寺に住持しているであろう。ただし、『大乘三代明峰禪師不安并喪記之序』によれば、素哲が三月二十八日に示寂した直後、旨淵と同門の無漏素崇（一三〇九—一三五九）が会下の僧衆より推挙拔擢されて大乘寺の第五世（後世は前任位）となり、素哲の葬儀を執行していることが知られる。旨淵が同じ年に大乘寺に入院しているのであれば、素崇の住持期間はきわめて短期に限られることになる、まもなく旨淵が播磨の永天寺より加賀に赴いて大乘寺の第六世（後世は前任位）に就任していることにならうか。ただ、素崇と旨淵の二人が後世ともに前任位に置かれている背景には、両者の住山と退院をめぐって何らかの不祥事のごときもが存したのかも知れない。

同二年辛卯：観応二年（南朝の正平六年、一三五二）に当たる。

征夷大將軍尊氏源公：室町幕府初代の征夷大將軍である足利尊氏（もと高氏、等持院殿仁山妙義・長寿寺殿、一三〇五—一三五八）のこと。元弘の乱に京都六波羅を陥れ、後醍醐天皇とともに建武政権に参画したが、まもなく光明天皇を擁立して建武政権を崩壊せしめ、暦応元年（一三三八）に征夷大將軍となり、室町幕府を開いている。なお観応二年当時、尊氏は弟の足利直義（忠義・三条殿、一三〇六—一三五二）と対峙し、観応の擾乱が勃発している。北朝の延文三年（南朝の正平一三年、一三五八）四月三〇日に五四歳で没する。

鈞帖：鈞は尊敬の意を表わす接頭語。帖は書き物・書き付け。ここでは天下の政治を執る征夷大將軍の書き付けのこと。実際には直義討伐のための「凶徒退治祈禱事」の祈禱を依頼する内容であり、「大乘寺文書」には観応二年九月二日付けの尊氏の文書が

収められている。

能州守護の無蔵居士（畠山氏）：能登守護畠山氏。孝恩寺本願の開基檀越である無蔵居士が具体的に誰を指すのかは未定。『重統洞上諸祖伝』『洞上聯燈録』では単に能州刺史無蔵居士とする。能登守護には畠山基国（右衛門佐、一三五—一四〇六）が明德二年（一三九一）に任ぜられているが、年代的に旨淵とは合わないことから、あるいは基国の父である畠山義深（一三三一—一三七九）あたりを指すのかも知れない。

延文元年：北朝の延文元年（南朝の正平一年、一三五六）に当たるが、このとき旨淵が大乗寺を退任しているのであれば、その住持期間は六年余ということになる。後世の大乗寺では旨淵は正式な住持として扱われず、恭翁運良や無漏素崇らとともに前住位となっている。旨淵の去って後、大乗寺には同門の珠巖道珍が第七世（後世は第四世とされる）となっており、それより大乗寺は珠巖派を中心に維持されている。

孝恩寺：能登羽咋郡萩市（あるいは鹿島郡池崎か）に存したとされる孝恩寺のこと。旨淵を開山としているが、永禄四年（一五六一）に乾室存貞が畠山氏の帰依を受けて活躍していたことが知られるものの、すでに廃絶しているため寺の変遷などは定かでない。『重統洞上諸祖伝』『洞上聯燈録』では光恩寺とする。また『大乘聯芳志』によれば、旨淵は光恩寺に住持した後に永光寺に再住したと伝えている。

〔示寂と嗣法門人〕

貞治二年癸卯六月五日、師在曹源而爲圓寂焉。嗣法者、照菴鑑、曰徳翁呈、曰潔菴了、曰通海泉、曰玉泉言、曰菓室仙等也、各唱化於一方、盛興洞上宗風、云云。

明峰素哲と松岸旨淵の伝記史料（佐藤）

曹源：能登珠洲郡長橋（いまの珠洲市長橋町）の長橋山（神護山）曹源寺のことで、旨淵を開山とする。開創年代は明確でないが、本史料からすると、永竹寺とともに延文元年以降の創建ということになる。旨淵の後、法嗣の照庵智鑑へと継承されたが、明徳年間（一三九〇—一三九四）の頃に火災で廃絶したとされる。後に永光寺第四六世の繁室秀英（宗英・宗永とも、？—一五七四）が入山し、伽藍を再興して中興第四世となっている。

永竹：旨淵が素哲を勧請開山に仰いで加賀に建立したとされる永竹寺のことであるが、すでに廃絶して久しく所在地が開創年時および変遷などが不明である。旨淵の後、法嗣の通海龍泉へと継承されているらしい。

艸を挿む所の地：挿艸は挿草、寺院を創立すること。『宏智頌古』（後の『従容録』のもと）の第四則「世尊指地」の古則で、世尊（釈迦牟尼仏）が手で地を指して「此の処、宜らく梵刹を建つべし」と述べた際、帝釈天が一茎草を地上に挿んで「梵刹を建つること已に竟りぬ」と答えた故事にちなむ。旨淵は曹源寺や永竹寺のほか、羽咋郡白瀬（いまの羽咋市白瀬町）の白石山白狐林豊財院の第三世となり、羽咋郡飯山（いまの羽咋市飯山町）の万年山長松寺の勧請開山などにもなっている。さらに能登の地に青嶋寺と補陀寺を開いたとされるが、いずれもすでに廃絶して所在地も定かでない。

貞治二年癸卯六月五日、師、曹源に在りて円寂を為す。法を嗣ぐ者、照菴鑑、曰く徳翁呈、曰く潔菴了、曰く通海泉、曰く玉泉言、曰く菓室仙、等なり、各おの化を一方に唱え、盛んに洞上の宗風を興す、と云々。

貞治二年癸卯六月五日：北朝の貞治二年（南朝の正平一八年、一三六三）六月五日に当たり、『重統洞上諸祖伝』『洞上聯燈録』『大乘聯芳志』でも等しく旨淵の示寂年月日をこの日と伝えている。ただし、『能州洞谷山永光寺四派本院住山記之写』の「松岸旨淵」の箇所には「十一月五日、萱源示寂、応安四年丁亥」とあり、旨淵の示寂を北朝の応安四年（南朝の建徳二年、一三七一）一月五日であったとしている。一方、長松寺や曹源寺の寺伝では応安元年（正平二三年、一三六八）一月五日とする。これらに共通するのは示寂日の五日のみである。

円寂：示寂と同じ。安らかに入寂（逝去）すること。曹源寺で示寂したとする点は『能州洞谷山永光寺四派本院住山記之写』の記事とも一致している。愛知学院大学図書館所蔵『禅林雅頌集』「逝偈」には「松岸禾上」のものとして「全生全死、元是一般、這裏着眼、一重無関」という遺偈が載せられている。

法を嗣ぐ者：本史料では六人を挙げていますが、『重統洞上諸祖伝』『洞上聯燈録』『大乘聯芳志』では照菴智鑑・徳翁正呈・玉泉言の三人のみ名を載せている。さらに『日本洞上宗派図』などでは旨淵の法嗣として照菴智鑑・潔菴慧了・普悟興龍・通海龍泉・菓室至仙・徳翁正呈・空性・独照・日山・玉泉・無蔵という一人一人に及ぶ法嗣の名が伝えられている。

照菴鑑：照庵智鑑（？—一三八一）のこと。旨淵の法嗣で祇陀寺の大智などにも学び、素哲の法孫で最初に永光寺に出世して第一一世となり、ついで孝恩寺や曹源寺の第二世となっている。さらに

能登守護の帰依で羽咋郡飯山の長松寺を創建し、師の旨淵を開山に請して自ら第二世（ただし寺伝では潔庵慧了とする）となる。寺伝では北朝の永徳元年（厳密には康暦三年、南朝の天授七年）正月二日に示寂。『重統洞上諸祖伝』巻一や『洞上聯燈録』巻三に伝が存する。

徳翁呈：徳翁正呈（？—一四〇〇）のこと。法諱は正貞とも。道号は得翁とも。幼くして出家して諸方の叢林を歴遊し、大乘寺の旨淵に参じてその法を嗣ぐ。永天寺の第三世となり、ついで光禪寺の第三世を継ぐ。応永七年三月一二日に示寂。一説に北朝の応安七年（南朝の文中三年、一三七四）とも。『重統洞上諸祖伝』巻一や『洞上聯燈録』巻三に伝が存する。

潔菴了：潔庵慧了（恵了とも）のこと。旨淵の法を嗣いで能登に長松寺を開き、旨淵を開山に勧請して自ら第二世となっている。

通海泉：通海龍泉のこと。旨淵の法を嗣いで豊財院の第四世となり、北朝の康暦元年（南朝の天授五年、一三七九）八月には永光寺の第一六世住持として山門・西廊を造作している。また応永五年（一三九八）の明峰十二門派の連判状では龍泉が永竹寺の住持として在判しているから、旨淵の後を受けて永竹寺も継承したことが知られる。

玉泉言：旨淵の法を嗣いでいるが、法諱の上字が定かでない。また住持地も不明である。

菓室仙：菓室至仙のこと。旨淵の法を嗣いで永光寺第二〇世となっており、ほかに能登の補陀寺の第二世になったとされる。

洞上の宗風：曹洞の宗風。曹洞宗を洞上・洞下・洞門・洞山下など

と略称する。

〔本史料の識語〕

于時寛延二年己巳仲秋。在天寧齋護國山寶圓寺東堂老衲寂菴叟、和南拜撰。

〔春山正吐緑四衆自作群〕〔寂菴〕〔道光印之〕

沙門道光。(花押)

時に寛延二年己巳の仲秋。天寧齋護國山宝円寺に在りて東堂老衲寂菴叟、和南して拜撰す。

〔春山正吐緑四衆自作群〕〔寂菴〕〔道光印之〕

沙門道光。(花押)

寛延二年己巳の仲秋：寛延二年（一七四九）の仲秋八月。道光自身が「光禪開山老和尚行業記」を撰してから、すでに三六年の歳月が経過している。

和南：稽首。礼拝・敬礼。尊敬を捧げること。

天寧齋護國山宝円寺：金沢の護國山宝円寺のこと。道光は宝円寺の第一六世に当たっている。天寧齋とは宝円寺の齋号である。詳しくは「光禪開山老和尚行業記」の箇所を参照。
東堂老衲：東堂は隠居、先代住職。老衲は年老いた僧の自稱。
寂菴叟：明峰派の寂庵道光。「光禪開山老和尚行業記」を撰した後、水見の宝寿寺や光禪寺に住し、宝円寺の住持となる。延享三年（一七四六）一〇月に宝円寺の住持を退いて隠居し、東堂として本史料である旨淵の伝をまとめており、この伝記を記して六年後の宝暦五年一二月一日（または一日）に示寂している。

花押：光禪寺所蔵の原本には「沙門道光」の後に花押が存する。また、その末尾に道宗が記した唐嶋弁財天に関する記載が存するが、道宗とは光禪寺第三八世の春山道雲（？—一八三六）のことではないかと見られ、すでに述べた「釈氏春山」「春山正吐緑四衆自作群」の印もこの人のものと推測される。道宗の文は「当時唐嶋ニ有ルハ、鬼門守護ノ大鎮守、唐嶋大辨才吉祥天女・大悲観世音菩薩・弘法大師・地藏尊計也。境内鬼門守護者、像王大権現大鎮守トシテ古来ヨリ之通りニ大切ニ可相守事。道宗書。（花押）」とある。これは後世の付加であって道光の筆に成るものではないから、ここでは訓注を付することはしない。

〔付記〕次頁以降に、光禪寺所蔵原本の全文および『越中古文書』の当該箇所の一部を影印にて縮小掲載する。なお本史料の翻刻・影印に当たっては、光禪寺住職菊池大定氏および金沢市立玉川図書館より資料の提供と掲載の許可を得ている。厚く御礼申し上げます。

光祥開山光和尚行業記

此開山光水光者二代明峰素哲得神州松岸素哲
 極之機也自幼稔實樸公佛來家甫才出處於松岸
 變為分取專宿定跡密實通旨極法幾盡矣極密極
 仁法開釋再知釋宗有長慶印件掛加至天泰宗崇此和由
 山因問云汝名甚備常存心到我乃何難師造對山曰
 難若之令居侍而亦改名爲素哲師一日饋餅餅少視之
 呵曰汝未忘我所有何眼亦欲學乎此善若通時一句吾爲
 十餘之汝復猶勤然得山曰示衆云吾一人能製作萬物
 且適是而能師又盡對難情隔際留留善善少之善於片
 紙以點察柱如日燒香禮拜焉小宏見之嗟呼下古人
 開師言如得至寶者逐世不取終是量你之忌際必有神
 祖冥冥神威大身吾等實實如指諸右則公衆女則書
 燒香禮拜汝不如此可以嘉矣山在父室常望禮拜印
 小宏是實師又盡對難是看既八年山亦度身脫離盡唯
 有真實實用作性生師言不取際何有真實小取脫
 何又與香林遠行爲同釋也宜甚難持得不發者若何
 正是一生受業之字非也師一日侍小因請老庵不取捨小
 乃所喜念念然行良釋印良相見唯伴寒窓中印又不著

秋七七而既念及送前云送陸陸不備之錄也印開之
 明非宗師爲我發業也師一日若徹道南上先時以自贊頂
 相道後師曰古業度生能安到印是佛有而難從夫其能不
 知如今日相若非我推豈是元白年正月也小辨侍者以職
 忠至正和而衣小儀父來帝傳燈是難師任之所遊歷東西
 訪德善如請到處皆蒙印又傳元白小移開谷元年三年冬
 曰吾子印自從俗建仁而看親小是使州人投空室持何
 印云若不處方外山還解脫身也印云卓爾不依術錄
 之乃師舍身坐因六月印入空因小印之不慕傷重不重已盡
 何如師印不衣元白爲不名印是山水云昔宗書西夏又外
 何師使禮拜小地是云其善指示云靈山有分處有座
 曹隆有分代自在又余有分院有座開谷有分院有座師人
 道哉取捨人也吾善善開會常仁不讓云云開谷云云
 前嗣後者存父來侍是難師書在卷傳不相雜難凡八年冬
 當初印師善年云持行有宜真俗惡何須是得來你下不實
 吾家傳也今嗣局來立條表抄何傷云水先釋子孫幾人
 眼彼知室氣象色出光明難識區全印師側倒露全身印脫
 法衣持起云水事付休備家修福云師道而後來評持持
 云云度賴猶意怪不起忍看侍代開印日陳慶空寂
 階取山小操傳院讓師小開谷云云公佛添云靈山宗坐

仙蹤所由明峰水長繁開谷者如秘編靈堂告恩記水
 泓灣因發亞難時承到前直代執大典宗化于時正
 十二年八月白之素哲云德隱隱龍銀也前如至道行乎
 管素意水初是也修開公何是衆人不蒙境印日新後
 西觀東瞻昏昏云非何生衆不集印年日壽前像
 萬里一條鎖云何爲人境而俱集印云一由一示一英守
 正外何是人體俱不集印云大平無像處云後元
 死奔未天下大亂我入白佛臨三品親王華雲還高
 行何讓兵兵與香天下云暫靜極也後雖
 酬帝用之大脫中是擊開于榮下帝深印恭
 之善歡報極傷不起建初師於念信服自修進凡師
 之命付以信衣是底般按隊勝等供來請在帝者不特
 檢川若無似以元音應聖音高初領通瑞應和州大陰處
 帝當極城至藤宗家至至鎮華丈來發聖業帝道聖瑞
 高康亦云自上月二日自能能州水釋等而告月夜風非未
 所命先何者以釋衣云和自家座來佛何行云也業有善
 浪波後諸道而獲得未水釋月日相承承履初度四五歲
 同若九月七日自發與公守運長釋所持五二及聖
 藏五樓欄杆子共是個家重寶事不容易宜辱送大

赤奇者尼王三四月丁日師徒書於與代者一在座
 定至櫻網林外邊盡侍者茶全歸入尊重而拜禮
 奉持仍自化道遠因蒙於品飛候所願高而於上
 湖之幸得可保此一障原也之自知奇而代表本州
 而極守獲書所由是致治者番檢所傳人甚多案
 就十大翁松屏主殿珠若月卷初蒙官(字)成和
 三十餘人各據代於一乃且越中州檢越再歸
 光輝祈示一生所持之辨對天齊守居嶋代主像
 王權現御奇鐘字水輪象輪終為國之長之地所履
 處大興禮樂慶揚文化謝少經行于時觀慶元年
 三月亦自分於公來小光花符同符所依亦示成其
 五形所傳得如皇殿殿殿者仍聞維於三處
 大來小光宜盡無物唯光輝字有雲澤水之產陰
 始證也壽七十依傳至
 告正德三年桃全受已三月亦分於松代鷹野寶樹林
 下而後崇沙八吉屋在道光祝者九作程操



越中州海慈山光輝寺二代松岸旨淵御師相繼
 和州人也自幼優不凡俗受業於大來堂以律
 師懸曆局志安銘岳岳定空應長之州禮奉節
 言輝師于州之傳燈是一見為器不則是夕願不作
 帝正丁巳日明峰輝師重能三箇分所看之依止
 所因也何是堂即已自也時上天天下唯我獨
 善師進而擬則口師便授口師結發願吉有持
 師坐輝師即不起一念時如師家則而于時
 是也然內所之聲水也擬時上過在何處師不須
 彌山峰莫矣師師揮盡得處驅逐外堂與輝師以
 海通坦符之衣依桶為室字領袖兼磨一善補齊光
 符絕元之亂令師而不同兼共安正慶二年受過後禮
 酬者重拜建武之廟而忍示於叶內訓註而難得
 堂層慶屋在師在洞谷八分依佛地衣信勝白性之戀物
 伴則也何是洞谷寺風師之立光輝願月正明初也如和
 家風所不能不照燈三學人不會備師指示師之律
 叫音輝化傳運五天約結位宗蒸道光也起已哉

近唐揚州刺史徐滿恭謙延領承天觀備元年依佛
 明峰書核據如支幣白音律師其夫得學專氏
 徐公鈞於於諸山師無善能州守羅亞藏居士
 繼近之元乘觀建唐恩奇請局州守羅亞藏居士
 竹文前撰師所持問地負俗一奇受經六月五日師
 在書律而為圓教否嗣依者檢卷歸德而玉聖
 卷乃通海末白王安言一藥全公等其各代於一
 方茲與同上宗風也

于特寬延三年已巳什林在大空爾後關山廣圖
 奇末堂光初家院寺中

善將唐嶋有之
 觀彌身獲大鏡守唐嶋大辨文音祥天子
 觀世音菩薩弘法大師也燈字

小通光
 自宗馬

光禪開山老和尚行業記

姓物洞谷山松岸寺二代明峰素哲禪師加物
 人藤氏當櫻之族也自幼極實樸心佛之志年甫
 十七出家于上層北嶽受滿分戒乃專精究觀密費
 通古越也感靈公抵洛陽達仁沃開禪要知禪
 宗者長慶師性諸加之大志考靈山未為山因
 問云此名之磨師之常禪山云對我有何誰師
 云對山曰擊岩之令是侍局亦改名為常禪師
 一日請語師山視之河曰此出苦苦一問有何眼而
 欲學以苦名區區一旬出在陽於之必須精勤
 此禪山一日未幾云省一人秋愛他義和且道是
 阿羅師云對對疑情痛深固誓掃苦山之法
 於行欲以點靈柱矣日燒香礼淨馬山空見之

明師之古人云開師一言必得至道者多也無不成
 是見重法之志深修者佛視冥意轉成大身者
 身雪實實和尚指頰言則公案亦則言點燒者
 火身冰亦如此可以為矣山在大堂常與侍者
 師談山云是什麼師又對對也也若師一年山
 示云汝當汝當靈性者一志實道他磨坐會
 師云本不從底何有六度山之從底一沙又靈者
 林遠侍者見回報也自云靈性物不認者若侍
 者下是一生多麼之穿鼻也師一侍山問信者
 達磨不從底山乃附答令考若何宜禪師
 云以余身性伸寒濕身師又不學就而七若既云
 一言區間云這讓遠微不微之法了也師聞之云
 明眼宗師為我交甚也師一日省徹通和尚于

『越中古文書』所収「光禪開山老和尚行業記」（冒頭部分）

嘗二後三年然舍養亡自水口於洛中會
 峰室福林下而陰學沙門之寂菴以自道法覺
 香火拜謹撰 年
 于時正德五年七月日具表飾而家附于
 熱中

此見光禪寺為住物加物金沢院
 亮港赤用
 室園中

越中物海靈山光禪寺二代松岸寺國松師
 姓名氏加物人自幼後通不從塵俗空蒙
 於今至靈山禪師在屋乃志多諸名宿正
 其之德也 謹撰不爾良禪師于物三傳煥

之良一與焉焉不問屋夕照不消一席山中心也
 明峰禪師其靈能之問問若師者一依止焉師
 因問如何是空劫之可也師云天下上天下下
 我猶言師進而擬言以師塵掩以師靈然鏡
 与方時師坐禪時師問不起一念時少何師
 展言兩手時云是也若磨由師云擊亦空躍
 時云遍在何處師云須強山峰自云師前年
 亦得參汝語之區升堂勇時付以徹通祖師之
 之法林存也中 領神之密著二手補席光禪
 繼元氣之亂峰令師而因轉空火正堂二年空
 陰醒醒帝室經達武之同帝者以江而致物
 初因對海田縣屏室唐之德唐辰師身位潤
 若六代法席也去信賜包信 謹撰留宮問也

『越中古文書』所収「光禪二代和尚小行実記」（冒頭部分）